

令和 3 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9月17日

本日の会議に付した案件

- 議案第60号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第61号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第62号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第63号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第64号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第65号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第66号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 議案第67号 江南市立学校施設使用料条例等の一部改正について
- 議案第68号 権利の放棄について
- 議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）  
第1条 歳入歳出予算の補正のうち  
健康福祉部  
こども未来部  
の所管に属する歳入歳出  
教育部  
の所管に属する歳出  
第2条 債務負担行為
- 議案第70号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

- 議案第75号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 令和2年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第78号 令和2年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第81号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 請願第9号 「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討を要望する請願書
- 請願第10号 江南市在住の私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、江南市独自の授業料助成制度の復元を求める請願書
- 請願第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書
- 請願第12号 公共施設使用料の値上げ中止を求める請願書
- 

出席委員（7名）

委員長	宮田達男君	副委員長	大藪豊数君
委員	河合正猛君	委員	野下達哉君
委員	古池勝英君	委員	掛布まち子君
委員	田村徳周君		

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

議長	堀元君	議員	稲山明敏君
議員	中野裕二君	議員	三輪陽子君
議員	片山裕之君	議員	石原資泰君

議 員 長 尾 光 春 君

---

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君  
書記 岩 本 達 明 君

---

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤 田 和 延 君

教育長 村 良 弘 君

健康福祉部長 松 本 朋 彦 君

教育部長 梅 本 孝 哉 君

こども未来部長兼こども未来部保育課長

貝 瀬 隆 志 君

高齢者生きがい課長 平 野 優 子 君

高齢者生きがい課主幹 間 宮 徹 君

高齢者生きがい課副主幹 土 谷 武 史 君

福祉課長 倉 知 江理子 君

福祉課主幹 石 田 哲 也 君

福祉課副主幹 横 川 幸 哉 君

健康づくり課長兼保健センター所長 中 山 英 樹 君

健康づくり課主幹 古 川 雄 一 君

健康づくり課副主幹 脇 田 亜由美 君

保険年金課長 相 京 政 樹 君

保険年金課副主幹 三 浦 理 恵 君

教育課長	茶	原	健	二	君
教育課管理指導主事	石	原	香	蔵	君
教育課主幹	夫	馬	靖	幸	君
教育課副主幹	千	田	美	佳	君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長

	仙	田	隆	志	君
学校給食課副主幹	瀬	川	雅	貴	君

生涯学習課長兼少年センター所長

	可	児	孝	之	君
生涯学習課副主幹	岩	田	麻	里	君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

	中	村	雄	一	君
スポーツ推進課主幹	稲	波	克	純	君

こども政策課長

	稲	田		剛	君
こども政策課主幹	栗	本	真	由美	君

子育て支援センター所長

	小	林	由	美子	君
こども政策課副主幹	丹	羽	克	仁	君

保育課指導保育士

	真	野	佳	子	君
保育課主幹	梶	田	博	志	君

保育課副主幹

	横	井	貴	司	君
--	---	---	---	---	---

---

陳述出席者（12名）

請願第9号 松浦大介君、牛田正美君

請願第10号 服部秀夫君、竹下友二君

松村美奈子君、横井祥子君

梶野圭子君

請願第12号 荒 木 桂 子 君、鈴 村 典 子 君  
岩 崎 紗 雪 君、服 部 正 代 君  
末 永 千 津 子 君

○委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

最近は大風の影響のせいか曇りがちな日が続いておりますが、特に本日は蒸し暑く感じますので、クールビズも可として進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

この厚生文教委員会の所属部課の皆様は、新型コロナウイルス感染症の件で、まさに最前線で大活躍をされております。心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。

その新型コロナウイルス感染症拡大の予防のため、マスクの着用につきましても適宜といたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、市長から御挨拶をお願ひいたします。

○市長 おはようございます。

去る 9 月 2 日に 9 月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願ひ申し上げまして、簡単でありますが大挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

市長はこの後御公務がござひます。ここで退席をされます。どうもありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 60 号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてははじめ 17 議案と請願第 9 号 「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討を要望する請願書をはじめ請願 4 件の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行ひますが、請願第 9 号から請願第 12 号については、午後 3 時頃を目安に審査してまいりたいと思ひますので、よ

ろしくお願いいたします。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その後は退席していただいても結構です。

---

**議案第60号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について**

**議案第61号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について**

○委員長 最初に、議案第60号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたしますが、議案第61号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてとは関連がありますので、一括して審査したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号及び議案第61号を一括して審査いたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 初めに、議案第60号について御説明申し上げますので、議案書の45ページをお願いいたします。



令和3年議案第60号 江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。

江南市中央コミュニティ・センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

続きまして、議案第61号について御説明申し上げますので、議案書の49ページをお願いいたします。

令和3年議案第61号 江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、50ページをお願いいたします。

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

51ページをお願いいたします。

江南市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません。何点かお尋ねします。

まず、中央コミュニティ・センターの部屋の料金改定なんですけど、これはほかのところと同じ上限倍率1.3倍ということで決められている、全体で決めてある。これは公費2分の1、受益者負担2分の1という施設分類に入るの、いわゆる受益者負担2分の1に対してはまだまだということで、もし値上げした後、どの水準まで来るということになるのかということをおちょっと教えていただきたいのと、もう一つは、ここはとても利用が多い施設で、市の真ん中にあることもあり、比較的安い料金なんですけれども、改定された後、幾ら使用料収入というのが、この中央コミュニティ・センター全体で

増えるというふうに見込んでおられるのか、ちょっと教えていただきたいです。

○高齢者生きがい課長　　まず1点目の激変緩和措置131%の後なんですけれども、現在のところ、令和元年度の人件費や光熱費等を基に計算をした金額では、調整後、使用料が366円となっております。会議室1の例でお話しさせていただいています。366円になりますので、300円に1.31を掛けますとその金額を超えますから、上限で止まることにはなるんですけれども、次の改定の際に参考になる決算額によって、また金額のほうも変わってくるのが考えられます。

2点目の影響額なんですけれども、中央コミュニティ・センター全体で28万3,540円の増加を見込んでおります。

○掛布委員　　最初のお答えの意味が、ごめんなさい、ちょっときちんと捉えられなかったんですけれども、令和元年度の人件費などで算定すると、いわゆるいっぱいいっぱいの受益者負担割合2分の1という額が366円になりますと、そういう意味でおっしゃって、これ値上げ後が例えば会議室1だったら300円なのでもうちょっとですよという、そういう意味ですか。

○高齢者生きがい課長　　委員おっしゃるとおりでございます。

○掛布委員　　もう一点なんですけれども、ここは社会福祉協議会が指定管理者として管理されていて、本当に今、社会福祉協議会が一生懸命ボランティア活動を推奨されていて、いろんなボランティア団体の皆さんの活動支援ということで、いわゆるサークル活動とは違う、全く個人の何かの利益のためにとか、市民のためにとかじゃなくて、社会貢献としてボランティア活動をされている団体がたくさんあって、そこがこのコミュニティ・センター、中央コミュニティの会議室を使って、あるところは毎週とか、月1とか、月2とか、活動をされているんですけれども、そういったところにも全く減免措置がないということになると、社協自身も大変つらい立場になるんじゃないかと思うんですね。自分のところの指定管理しているそこで自分たちが一生懸命応援している団体がやっているのに、そこから料金を取って、しかもそれをまた上げるのかということになるので、社協として、こういう団体に社協側から使用料を援助されているということはないですか。

○高齢者生きがい課長 特にそういった事情はお聞きしていません。

現在の利用の様子なんですけれども、統計のほうが取られていないということですが、実際には趣味活動で利用されている方も多くいらっしゃいまして、ボランティア活動の方が特に多いというわけではないというふうに聞いております。

○掛布委員 浴場のほうなんですけれども、1回100円を130円ということで30円、3割値上がるということなんですけど、これ、もともと5年前までは福祉の一環でずっと無料だったんです。無料から100円値上がったときに、私の記憶では利用者が激減したというふうに記憶をしております。

まず、統計があれば無料のときの年間の利用者が何人いらっしゃって、100円に上がった後、何人になって、130円になったときにどれぐらい減るかというふうに予測されているかをお聞きしたいです。

○委員長 課長、もう少し大きな声でお願いします。

○高齢者生きがい課長 福祉センターの浴場利用者数でございますが、平成28年度は無料ということで利用していただいていたいました。当時の年間利用者数が2万5,191名で、1日当たりの利用者数が73名でした。

平成29年度から100円ということになったんですが、利用者数は1万7,299人、1日当たりの利用者数は50人となっております。直近ですと令和2年度になりますけれども、令和2年度はコロナ禍ということで緊急事態宣言が発令される都度、閉館をしていたという事情もございますし、一度に入浴できる方の人数を現在制限しております。そうした関係もございまして、年間利用者数は4,809人、1日当たりの利用者数は、昨年度は21名でございました。

これが130円になったときにどうなるかということなんですけれども、コロナ禍の影響がいつまで続くのか少し分かりませんが、比較のお風呂を利用の方は常連の方ということをお聞きしておりますので、引き続き同じ方が利用をされていくのかなというふうに考えております。

○掛布委員 もう一個、参考までに30円値上がって、同じ利用者数だとした場合の料金増の見込額は年間で幾らでしょうか。

○高齢者生きがい課長 令和元年度ベースで試算いたしますと、40万7,280円の増収となる見込みでございます。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

○古池委員　今の掛布委員との関連でお聞きします。今の老人福祉センターの件ですが、平成29年度に有料になったわけですが、その前は無料でしたですね。やはり資料によりますと3割ぐらい減っているわけですが、無料のときに利用者というのは高齢者ですね。65歳以上という限定があったと思いますが、市外からの方も受け入れてみえたというふうに思いますが、その辺のところを一つお聞きしたいと思います。どれぐらいの方があったかということですね、市外から。もし市外から受け入れてみえるということであれば。

それから、現在の登録者数、これは今現在は江南市内の方だけだと思えますけど、登録者数がどれぐらいお見えになるかということ。

それからもう一点ですけど、現在、風呂のボイラーが非常に不安定で、いつ故障をするか分からないというような状況のようでございます。その辺がどういう状況かということも教えてください。

○高齢者生きがい課長　まず1点目の市外の方の利用については把握しておりません。現在は委員おっしゃられましたように、江南市民の方の利用に限っております。

2点目の登録者ということでございますけれども、そういった制度にはなっていないというふうに認識しています。

3点目のボイラーについては、特に施設を管理している社会福祉協議会のほうからは、最近調子が悪いといったような話は聞いておりません。

○古池委員　私はボイラーのほう非常に調子が悪い、いつ壊れても仕方がないかなあというふうには聞いておるんですけど、それが故障した場合、相当な修理費、修繕がかかるというふうには聞いておりますけど、そのような状況の中で福祉センターの建て替えの話が、いわゆる再配置ですね。建て替えの話が出ておりますけど、お聞きしている中ではクーラーとか、そういうものも昔からのクーラーで、補助的に新しいのをちょこっと各部屋に入れたり、そのような状況で相当老朽化しておるといふふうに聞いておりますので、何とか早急に建て替えの構想を作っていただいて、早く建て替えていただきたいというふうに思っております。要望しておきます。

○委員長　では、要望として。

○古池委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 47 分　休　憩

午前 9 時 47 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

採決につきましては、それぞれ議案ごとに行います。

最初に、議案第60号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第61号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第62号　江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長　続いて、議案第62号　江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、議案第62号について御説明いたしますので、議案書の52ページをお願いいたします。

令和3年議案第62号 江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、受益と負担の公平性の観点から診断書及び証明書の交付に係る手数料の見直しを図る等のため改正する必要があるからでございます。

53ページをお願いいたします。

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、はねていただきまして、54ページをお願いいたします。

江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表でございます。

初めに、江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例第1条関係でございます。

第4条は、診療料等を規定したもので、第3項の表中、普通診断書の手数料の額を1通につき「1,620円」から「1,650円」に、死亡診断書の手数料の額を1通につき「3,240円」から「3,300円」に、証明書の手数料の額を1通につき「1,080円」から「1,100円」に改めるものでございます。

次に、江南市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（第2関係）でございます。

附則は、条例の施行期日を規定したもので、改元により附則中、施行期日を平成31年10月1日から令和元年10月1日に改めるものでございます。

恐れ入りますが、53ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第62号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　　議案書の54ページで、先ほどの説明で受益と負担の公平性の観点からという一環のほかの条例一部改正と同じ理由で診断書、証明書の手数料の改定というふうに言われたんですけど、例えば証明書を見ると1通につき1,080円だったのが1,100円って、これ消費税の関係で上げようとしているだけで、ほかの受益と負担の公平性とはちょっと、何か上がる理由が違うような気がするんですけど、アップの根拠はどういうところにあるのかなあとということと、もう一個、休日急病で死亡診断書を発行したり、普通診断書を発行したりする実績はあるのでしょうか。ちょっと実績がどれほど年間あるか、分かれば教えていただけたらと思います。

それともう一個、ついでに、2条関係で改元により変えると言われたんですけど、何かちょっと遅いような気がするわけなんですけど、ついでタイミングがなかったのが今まで置いておいた……。今回料金改定もあるので、ついでに今このタイミングで出てきたよというふうに思えばいいですか。それだけ、すみません。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　初めに、今回手数料のほうを直す観点でございますが、平成29年4月の使用料及び手数料の見直しの際に、この根拠として、江南厚生病院の普通診断書などの手数料の額に準ずるということでいたしました。令和元年10月1日付で厚生病院の手数料の額が改定されましたので、その当時改定ができなかったものですから、今回の全庁的な手数料の見直しに合わせて手数料の額の出させていただきました。

それから、2点目の死亡診断書の件数でございますが、こちら平成25年度から過去遡って調べたところ、死亡診断書を発行した実績は、平成25年度以降ですけれどもございません。

それから、元号のところの改定につきましては、掛布委員が言われるようなところでございますので、今後、きちんと事務の手続をできるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○掛布委員　　すみません、蛇足ですけど、今、江南厚生が手数料を改定したタイミングが令和元年10月1日というのは、消費税が8%から10%に上がっ

た日ではないでしょうか。やっぱり消費税の税率が変わっただけでということじゃないかなと思いましたが。

○健康づくり課長兼保健センター所長 そのとおりでございますが、前回の改正のときに、江南厚生病院の理事会のほうで協議が諮られていなかったの  
で、ちょっと改正するタイミングを逸してしまって、今回の全庁的な改正に  
合わせたということになります。

○委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 委員外議員からの申出がございましたので、会議規則第117条第  
2項の規定により発言を許可することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許し  
ます。

○議長 すみません。原則的に休日急病診療所のことについて意見として申  
し上げたいと思います。

実は、江南厚生病院で日曜、祭日・祝日問わず24時間体制で患者を受け入  
れておっていただけるわけですね、厚生病院は。休日急病診療所がなくても  
厚生病院で患者は受けていただけるわけですね。現在、そういう状況になっ  
ておりますので、休日急病診療所自体を今後どういうふうに進めていくかとい  
うことも一応議論していただければ、これからの江南市の財政力が非常に弱  
い中で莫大な費用を使っておるわけですね。ですから、ぜひそういうことも  
考慮して今後議論していただきたいというふうに思います。

なげな駄目ですけれども、休日にね。厚生病院で全部夜・昼関係なく、日  
曜、祭日・祝日関係なく引き受けておっていただけますから、今9,000万円  
ぐらい休日急病診療所で江南市は予算を使っておるわけですね、9,000万円  
ですよ。ですから、そういうことも含めて一度検討していただきたいという  
意見です。以上です。

○委員長 料金改定に伴った遠因ではありますけれども、じゃあ御意見とし  
て受け止めていただきたいと思います。

ほか、質疑はございませんでしょうか。



〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午前9時59分 休 憩

午前9時59分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**議案第63号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について**

- 委員長 続いて、議案第63号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第63号につきまして御説明申し上げますので、議案書の55ページをお願いいたします。

令和3年議案第63号 江南市立学習等供用施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、56ページから57ページにかけまして、江南市立学習等共用施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）を、また次に58ページから61ページにかけまして、参考資料といたしまして、江南市立学習等共用施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○掛布委員 議案書の58ページのところに新しい料金、使用料が書いてあるんですけども、58ページの中ほどに江南市立古知野北部地区学習等共用施設の（略）と書いてあります。これは、今、公民館が壊れていて、その後に建設中の新しい古知野北地区の公共施設の姿がないのでということなんですけれども、略という書き方では何なのかとよく分からないんですけども、実際、条例改定（案）では、ここに金額が書き込んであるということなんですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 古知野北部地区学習等共用施設につきましては、今回の改正の対象としていないということで略としております。

○委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

○野下委員 56ページもそうですけど、この58、59ページでもいいんですけど、集会室が820円が1,020円になるというような形になっておりまして、ほかのこの施設の上げ幅が少ないんですけど、ここだけ結構上げ幅が多いような気がするんですよね。これは何か理由とかがあるんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 集会室とか類似施設については、調整を行っているということで財政のほうから聞いておりますが、基本的には令和元年度の実績に基づいて算出をしておりますので、多少の差は出てくるものと考えております。

○野下委員 実績ということでございますが、680円と780円が820円と1,020円になるということですから、1,020円になるということがちょっと目立つんで、その点の計算があるんでしょうかね、今の話ですと。

○生涯学習課長兼少年センター所長 算定方法につきましては、こちらは1平方メートル当たりの単価に貸出面積と貸出時間を掛けております。貸出時間の区分は一緒ですので、面積の差があるものと考えております。

○委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時04分 休 憩

午前10時04分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第63号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第64号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第64号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第64号につきまして御説明申し上げますので、議案書の62ページをお願いいたします。

令和3年議案第64号 江南市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。

63ページには、江南市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）を、また64ページ、65ページには、参考資料といたしまして、江南市立公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません。先ほどと同じお尋ねですけれども、例えば64ページの表の中の古知野東公民館の会議室を例にとって410円から2時間530円、この530円というのは、そもそもこれが目指しているいっぱいいっぱいの全体の半分が公費で半分が受益者負担という、その半分に対して530円は何%の到達ということになっているかということと、公民館全体の使用料で、新

しい料金になると、使用実態が同じとして幾らの増収になるかというのを教えてください。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 すみません。1問目はちょっと調べてお答えさせていただきます。

影響額につきましては、過去3年の平均と比較しますと、3館合計で約38万8,000円でございます。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時08分 休 憩

午前10時08分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 すみませんでした。

先ほどの質問についての回答でございますが、達成率は古知野東公民館の集会室につきましては、77%ということでございます。

- 掛布委員 会議室、今、集会室と言った……。

- 生涯学習課長兼少年センター所長 会議室ですね、すみません。申し訳ございません。

- 委員長 暫時休憩いたします。

午前10時09分 休 憩

午前10時09分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 議案第65号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第65号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 議案第65号につきまして御説明申し上げますので、議案書の66ページをお願いいたします。

令和3年議案第65号 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。

67ページには、江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）を、68ページから69ページにかけて、参考資料といたしまして、江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 今回の改定が小ホール楽屋、第3楽屋だけで、あとは改定しないという、どうして第3楽屋だけの改定になっているのか、ちょっと理由を教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回、文化会館につきましては、指定管理者制度を導入している施設で、基本的には、大きな差がない場合については据置きをするということで聞いております。

この第3楽屋につきましては、現在の使用料と今の計算した金額を比較しますと大きな差があるということで、第3楽屋のみ今回の改正の対象としたということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第66号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第66号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 議案第66号につきまして御説明させていただきますので、議案書の71ページをお願いいたします。

令和3年議案第66号 江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。

72ページには、江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）を、76ページから82ページには、江南市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 議案書の76、77、78ページ、新旧対照表の中の第8条の最初のところなんですけれども、ちょっと表現が今までと違って、旧の表ですと「利用者からは定める額の使用料を徴収する」というふうになっていたのを、

「許可を受けた者は定める額の使用料を納付しなければならない」というふうに表現が変わっております。これは何かこう変えないといけない格別の理由でもあるのでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 次の学校施設の使用料条例と関連がございますが、両方とも2項にわたりまして使用料を納めていただくタイミングについての記載をしておりましたけれども、そちらと表現を合わせて一つの項にまとめたもので、言い回しを統一したということでございます。

○掛布委員 言い回しを統一しただけで取り立てて、しなければならないということでは何か特別の利用者に対しての強制力とか、そういったものが変わるわけではないということではいいですね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 利用者の方には影響はないと思っております。

○掛布委員 すみません、もう一個ですけれども、特にメインアリーナ、サブアリーナもそうですけれども、例えばメインアリーナの2時間につき全面の場合4,440円だったのが4,930円ですね、新しい料金だと。500円近く上がるんですが、アップ率は1.1倍でほかのところは1.3倍で頭打ちにしたのに比べると、これはさらに1.1倍にこれでもとどめているんですね。

それで、ほかのところを見ると、例えばトレーニングルームであるとか、トレーニングとフィットネスを合わせたものでやると、ここもすごい値段が上がるわけですが、これ、アップ率としては1.24倍ぐらいで、いわゆるほかのところの1.3倍の上限で頭打ちにしたというのと、これは何かちぐはぐであっちこっち、1.1倍に上げるところもあれば、1.2倍に上げるところもあれば、これは上げ過ぎては利用者が減るぞといった配慮からこういうふうにされているのか。それじゃなくて、もういっぱい上限まで、いわゆるこれは5割受益者負担でしたっけ。その5割受益者負担いっぱいまででこの額だよということなのか、ちょっと説明していただきたいなと思います。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 ほかの施設でも同じ答弁がございましたと思いますが、使用料と手数料条例の基準に沿った算定方法でございまして、上限に満たないアップ率ということで、このようにばらばらのア

ップ率にはなっているというふうに考えております。

〔「よう分からん」と呼ぶ者あり〕

○掛布委員 すみません。よく理解できなかつたんで、もう一回、お願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 使用料手数料の算定基準に沿って算定をしておりますが、それぞれに維持管理費、施設管理費を基に算定をしておりますので、それぞれの施設によって金額の上がり幅が変わってくるというふうに考えております。

○掛布委員 まだよく分からないのもう一回再質問しますが、例えばメインアリーナを1.1倍の4,930円にして1.3倍まで上げなかったのは、この4,930円がもういっぱいいっぴいの計算からいくと受益者負担率50%の額だよということで、施設ごとに上がる倍率が1.2だったり、1.1だったり、1.3だったりということだよということですね。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 はい、そのとおりでございます。

○掛布委員 すみません、分かりました。

もう一個、77ページの上のほうにある附属建物、会議室1、2、3、4、5とあって、ここも1.1倍ほど上がっているんですけど、ほかの中央コミュニティ・センターであるとか学供であるとかに比べると、何でか知らないですけど高いですね、すごく高い。

だから、高ければ使ってもらえないなあというのは最初から危惧していて、私たちもいろんな部屋を探して集会をやったりする場合に、ここ、どうかなと考えてもすぐ却下になるんですね、高過ぎて駄目だ、こんなだと使えないぞということで。それで、稼働率が特に会議室3、4、5についてはとても低いんじゃないかなと思いますが、本当にとっても低いんじゃないんでしょうか。

生涯学習の令和2年度はちょっとコロナ禍でいつもと違うので、令和元年度の実績を見ると、古い体育館のときの会議室の利用にも及ばない。本当に1日に1回、1こま使ってもらえれば上出来ぐらいの稼働率しかない状態だと思うんですね。だから、こんな状態でさらに上げたら、もう本当に使ってもらえないんじゃないのという。やっぱり使ってもらって何ぼなので、せつ



かく新しい体育館ができてみんな使いたいなあと、私たちも使えたら使いたいと思うんですけども、値段を見てちゅうちょしてしまう。だから、使ってもらって何ぼなので、何が何でも規定どおり合わせて上げるというのはどうかなと思います、どうでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　利用実績につきましては、令和元年度の利用実績としては、会議室としては、85%から会議室によっては15%程度ということで少し開きがございますが、算定については他の施設と同様に市の基準に沿って行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○掛布委員　変な答弁があつたんで、稼働率については何%から15%までというすごく幅のある……。八十何%というのは会議室1、2で、恐らく15%というのは会議室3、4、5のことじゃないかなと思うんですけど、3、4、5は稼働率は何%ですか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　第3会議室が約88%、第4会議室が約33%、第5会議室が約26%、これが休日の稼働状況です。平日も含めた稼働になりますと、第3会議室が約85%、第4会議室が約19%、第5会議室も約15%という状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○大藪委員　では、委員長の御了承をいただきましたので、質問をさせていただきます。

課長にお伺ひします。減免制度というのがありますよね。減免制度というのはどういう制度ですか、お答えください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　減免制度については、現在は採用しておりませんが、ある特定の方の値段を値引きするというような認識をしております。

○大藪委員　そうですよね。減免制度、文字どおり「減」減らすか、「免」免ずるかという制度でございますよね。

コロナ禍の中で、例えばスポーツプラザの使用料などである一定の時間で使用を区切られてしまった。しかし、予約の段階では、その区切られた時間までの料金として形態を出してみえる。ところが、利用する方が残り1時間、

本来だったら利用できる部分の金額まで取られているという現状がございました。これについてお答えください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 原則、今コロナの状況下の話かと思うんですが、8時までという時間短縮の働きかけを今いただいている施設なんですけど、その時間区分の関係で、本来は時間区分の7時までで業務を終わるべきものであるとも考えますが、8時までの御利用を希望される場合に限りまして、条例の範囲で9時半までの御負担をいただくという形の中で御利用いただくという認識を今はしております。

○大薮委員 課長、例えば某ハンバーガーショップへ行きました。ハンバーガーミールですね。要するにセットを頼みました。セットを頼んだのにハンバーガーだけが来てドリンクもポテトも来なかったらどうされますか。お答えください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 すみません。ちょっとそういった質問にはお答えしかねる……。

○大薮委員 要するに何かと云ったら、やっぱり利用していない部分については減免制度というのがあるわけですから、これは今すぐということではなくて、御検討いただきたいのは、やっぱり利用していない時間帯まで料金を取るといふのはどうかと私は思いますので、その点について御検討いただけたら大変うれしいです。

○教育長 ただいま大薮委員がおっしゃったことにつきましては、コロナ対策の本部会議の中でもいろいろ議論をさせていただいております。県のほうが8時までの外出自粛というようなことを出してきておりますので、江南市としても8時というのは一つ、原則にしていこうという話でございました。

そうすると区分貸しが基本ですので、ほかの施設もそうですけど、7時から9時半とか、7時から9時という区分になっていると8時までだと貸せないねという話の中で、緊急事態宣言が当初出たときには7時までの区分で、それ以後の区分については閉鎖するという考え方で来ました。しかし、ある利用団体、あるいは利用者のほうから、とにかく8時までと県のほうは言っているんじゃないかということから8時まで貸してくれんかと。ただ、利用料金はこの区分の利用料金を支払うので、利用者側からそういうような話が

ありましたので、あえて県のほうもそう言っているので8時まで認めていこうと。ただし、申し訳ないけれども、利用料金についてこの区分間をお支払いいただければというウィン・ウィンと言ったらおかしいですけど、了解していただいた上でということでもありますので、そこで初めて8時までで進めた。

例えば、文化会館なんかですと夜間利用になるものですから、そうすると5時から9時半という利用になるので、そうすると8時まででということになるともう5時から以降は貸せなくなってしまう。それに対して、団体からも8時までで終わるので、何とかして8時まで貸してもらえんか。利用料金は支払うのでというような話の中で今の形ができていますので、決して私どもも8時までで頂くのは非常に苦しいという部分はありますけれども、そこは利用者との話合いの中で進めていると。こちらが一方的にそういう話をしていくわけではないということだけ、すみませんが御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大藪委員　　今、教育長のほうからも大変苦しいのだがという言葉が出てみました。苦しむならば減免を考えていただいてもいいのかなというふうに少々思ったので、最後、希望として御検討いただければと思います。よろしく願いします。

○委員長　　堀議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○議長　　今の件で7時から借りて8時で終わっても2時間半分、9時半までの料金を払うということになっているというふうに理解しましたが、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長　　それで、実は条例の第8条の3項、納付された使用料は、次に掲げる場合を除き還付しないという項目があります。その3番目の理由の中に、

利用者の原因によらない理由により、利用が不能となり、または利用を中止しなければならなくなった場合には、これは返してもいいようになっておる、条例で。条例によって、いわゆる2時間半をもらうんだけど、1時間分しか使ってはいけませんよという場合は、その後の1時間半余分に払った場合は、返してもいいというふうに条例で書いてあるんだけどね、これ。そのところの見解をちょっと聞きたい。

○教育長 十分に私自身が理解していない部分もあるかもしれませんが、あくまでも先ほど申しましたように8時までの移動自粛という中で、市としてどこまで利用者に応じていけるかという話の中で、7時までで、それ以外の区分は、要するに7時で切りましょうというのが大原則でありましたけれども、利用者の中には、やっぱりそうやって少しでもやらせていただきたいという声があったということから、それを尊重していこうということで、条例の使用料区分の中ではそれだけの利用料を払っていただくことになるわけですが、そこは話合いの中で、それでも構わないということでありましたので、そういう形にさせていただきました。

今の話で返還ができるということにつきましては、またコロナ対策会議の中でも協議をさせていただくということはあるかもしれませんが、その辺のところでは御勘弁いただきたいと思えます。

○議長 先ほどの課長の答弁でも、条例によってというような答弁がありましたね。この条例を読む限り、理由がコロナの理由で使えんということだから、これは利用者の原因じゃないわけですよ、これはね。利用者の原因じゃないんですよ、コロナが原因でしょう。だから、そういう場合は還元できるということで書いてあるんだから、そこをしっかりと検討して、条例等もしっかり読んでいただかないと、勉強していただかないとこういう誤解を生じることになるものですから、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 じゃあ、要望としてよろしいでしょうか。

では、御検討いただけるようによろしくお願いいたします。

ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時33分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第67号 江南市立学校施設使用料条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第67号 江南市立学校施設使用料条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 議案第67号につきまして御説明させていただきますので、議案書の83ページをお願いいたします。

令和3年議案第67号 江南市立学校施設使用料条例等の一部改正についてでございます。

84ページには、江南市立学校施設使用料条例等の一部を改正する条例（案）を、85ページ、86ページには、江南市立学校施設使用料条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 85ページにあります小学校プールの開放の部分がなくなっている。これは旧市民プールを壊したときにプールがなくなっただけというわけで、たしか古知野北小学校のプールを夏の期間だけ一般開放したとき

に、急遽設けた使用料の規定をなくすのを忘れていて残っていたよということなんでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 決して忘れていたということではございませんでして、平成28年度から学校のプール開放というものを1年間させていただいたんですが、かかる費用の割に利用の方が非常に少なかったということで、平成29年度から予算をなくしたという経緯がございます。そこから数年間経過しまして、学校のプール開放を望むお声も特にはないものですから、この時点で条例からも外していきたいという考えでございます。

○野下委員 1点だけ聞きたいんですけど、今回のこの学校の施設の使用料の条例の改正の手数料関係だと思んですけど、これはグラウンドと、あと体育館とあるんですけど、グラウンドのほうが安くなりますよね。体育館は高いんですけど、安くなるというのは、今までずっと見てきたんですけど、初めて出てくるんじゃないかなというふうに思うんですが、これ、理由だけちょっと教えてもらえますか、安くなるという理由。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 この中学校のグラウンドの使用料ですが、グラウンドの使用料と夜間の照明の使用料、電気代を足したものを使用料としているんですけども、その計算の根拠となります維持管理費に電気代も含まれているんですけども、電気代ですとか、あと人件費ですとか、そういったものが平成29年度当初と比べて、今回、令和元年度の実績が安価であったというふうに考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休 憩

午前10時38分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第68号 権利の放棄について

○委員長 続いて、議案第68号 権利の放棄についてを議題といたします。  
それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長 それでは、議案第68号について御説明を申し上げますので、議案書の87ページをお願いいたします。

令和3年議案第68号 権利の放棄についてでございます。

提案理由といたしましては、遺言者の現金及び預金の全てを含めた相続財産について遺贈を受ける権利を放棄するため必要があるからでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 そもそも論だけど、この議案はなぜ厚生文教委員会なんだろうね。私は総務委員会だと思うんだけど、いかがですか、見解を。

○福祉課長 この遺言者の方の遺言に関しまして、お兄さんのほうから、まず初めに電話にて状況を伺っております。それが、お兄さんから電話をいただいたのは、弟の遺言の中に、江南市の福祉課にて生前お世話になったということで、福祉課に相続を一部したいということをお伺いしたことから、福祉課が窓口となったものでございます。

○委員長 ほかはございませんでしょうか。

[「私も同じ質問」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時41分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。お願いいたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）

#### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

教育部

の所管に属する歳出

#### 第2条 債務負担行為

○委員長 続いて、議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、教育部の所管に属する歳出、第2条 債務負担行為を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第69号 令和3年度江南市一般会計



補正予算（第6号）の高齢者生きがい課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

歳入について御説明申し上げますので、議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

上段の19款2項1目1節特別会計繰入金でございます。

その下、中段の21款5項3目1節過年度収入のうち、高齢者生きがい課所管分の令和2年度分低所得者保険料軽減国庫及び県費負担金精算金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、保険年金課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課の所管いたします補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。

下段にございます21款5項3目過年度収入でございます。

99ページの説明欄をお願いいたします。

1節過年度収入のうち、令和2年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金1億1,439万9,000円でございます。これは、令和2年度の後期高齢者医療療養給付費負担金に係る精算金として受入れをしたものでございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません。今説明いただいた後期高齢者の療養給付費負担金の精算金ということで戻ってきたという、これはすごい大きな額なんですけれども、結局、療養給付費の支払いがとても少なくて済んだので戻ってきた。

その原因というのは、やはりコロナ禍の中の受診抑制ということで考えればいいのでしょうか。この額の意味というのをちょっと説明していただきたい。

○保険年金課長 療養給付費負担金の減少の要因としましては、今、掛布委員がおっしゃられたように、新型コロナウイルスの感染症の影響で受診控えがあったということなんですけれども、実際には昨年1回目の緊急事態宣言が4月に出されまして、その4月と翌月の5月というのは極端に医療受診が落ち込んでいるというのが全国的な現象として出ております。江南市もそういった状況になっておりまして、その他としましては、あとマスクと手洗いの定着で器官系の疾患が減少しているということも、これは全国的な現象として起こっておりまして、そうしたことから療養給付費負担金が減ったということでございます。

○掛布委員 またほかのところでもお聞きすればいいんですけど、どうせなので、そうすると後期高齢者医療の保険料は計画どおり徴収してしまっておりますので、後期高齢者医療の会計の中にすごいお金が余ってしまうという、そういうことになるわけなんですか。広域連合への納付金が減少していると、そういうことですかね。

○保険年金課長 納付金と療養給付費は別で考えていただければいいと思うんですけども、納付金というのは保険料と、あと減免に係る国の負担分を全部広域連合に納めますので、それはそれで剰余金として残るはずなんです。それを踏まえて次の保険料の改定に反映をさせていくということになりまして、ちょっと別だと考えて、療養給付費の一部は市のほうから12分の1ですけれども持ち出しをしますので、それとは別に切り離して考えていただければいいかと思います。

○委員長 よろしいですかね。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、福祉課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長 それでは、福祉課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

ます。

議案書の98ページ、99ページをお願いいたします。中段でございます。

まず初めに、歳入でございます。

21款5項3目1節過年度収入でございます。

福祉課分は、99ページ説明欄の令和2年度分生活保護介護扶助費国庫負担金精算金以下の5項目でございます。

次に、104ページ、105ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最上段の3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額は492万3,000円でございます。

次に、108ページ、109ページをお願いいたします。

下段の3款3項1目生活保護費で、補正予算額は1,709万3,000円でございます。全て令和2年度分の精算に伴うものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。先ほどの109ページに関わって、生活保護の医療扶助費の国庫返納金であるとか生活扶助費返納金であるとかで、すごい額が計上されているんですけど、コロナ禍の中で、後からも出てくるんですけど、生活保護を必要とされる方というのは増えていくであろうというか、増えていかないといけないだろうというときに、この令和2年度について何かすごい減っているわけなんですけど、これはどういうふうに考えればよろしいのでしょうか。

○福祉課長　保護受給者の人数、世帯数に関しましては、都市部ではコロナ禍におきまして人数が増えているという報道等がございますが、江南市においては今のところ横ばいの状況でございます。予算に関しましては実績に基づいて次年度予算を組んでおりますが、その年度におきまして、がんなどの医療費がかかる、そういった病気がかかられる方的人数によりまして、見込みがなかなか予定どおりにはいかない状況がございます。

また、高齢者の世帯も割合的には、これも全体の65%程度で横ばい状況で

ございますが、高齢者においては急な病気であったりとか突発的に御病気になられる、または入院で長期に医療費がかかるという状況もございまして、予算は見積もっておりますが、なかなか毎年同じ状況には至らず、今回はこのような精算になったということでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、健康づくり課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、議案第69号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第6号）の健康づくり課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入について説明いたしますので、議案書の96ページ、97ページをお願いいたします。

中段の15款2項3目1節保健衛生費補助金でございます。

続きまして、15款4項2目1節保健衛生費交付金でございます。

はねていただきまして、98ページ、99ページをお願いいたします。

中段の21款5項3目1節過年度収入のうち、健康づくり課所管分の令和2年度分未熟児養育医療給付費の国庫及び県費の負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の110ページ、111ページの中段をお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費で、補正予算額は1,017万9,000円でございます。

事業内容につきましては、111ページの説明欄をお願いいたします。

予防接種事業の10節需用費から19節扶助費につきましては、中学3年生、高校3年生相当者のインフルエンザ予防接種に要する費用の一部1,000円を助成するもので、この事業に係る参考資料として、別冊になりますが、令和3年度江南市9月補正予算説明資料の8ページに事業の概要を掲げておりま

すので、後ほど御参照賜りたいと存じます。

次に、その下の22節償還金、利子及び割引料につきましては、令和2年度分の疾病予防対策事業費等国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。

次の健康管理システム改修事業につきましては、令和3年度の感染症予防事業費等国庫負担補助金の補助要件と対象経費並びに補助割合が確定したことに伴い、48万2,000円の減額と59万9,000円の減額を補正し、財源更正を行うものでございます。

はねていただきまして、112ページ、113ページをお願いいたします。

113ページ最上段の母子健康管理事業の母子健康管理事業と、その下の母子健康管理事業（新型コロナウイルス感染症対策）につきましては、令和2年度分の母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。

次の母子保健事業と、その下の母子保健事業（新型コロナウイルス感染症対策）につきましては、令和2年度の子ども・子育て支援国庫交付金の精算に伴う返納金でございます。

次の子育て世代包括支援センター運営事業、子育て世代包括支援センター運営事業につきましては、令和2年度分子ども・子育て支援国庫交付金と母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。

次の子育て世代包括支援センター運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）につきましては、令和2年度分子ども・子育て支援国庫交付金の精算に伴う返納金でございます。

次の休日急病診療所維持運営事業の休日急病診療所運営事業は、休日急病診療所におきまして、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認導入に向けた体制を整えるため、オンライン資格確認連携ソフトを整備するものでございます。

なお、この事業に対しましては、特定財源として国庫交付金が4分の3の26万4,000円財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

次の休日急病診療所運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）につきましては、休日急病診療所に勤務する職員に対する愛知県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金の交付に要する経費に対しての県補助金の精算に伴う返納金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　説明資料の8ページ、中学3年生、高校3年生のインフルエンザ予防接種の助成というのが、ようやく取っかかりの予算でこれからどんどん拡大していただけるだろうという期待の下にやっと上げていただいた、本当に感謝いたしますが、その中で、実施医療機関で定期予防接種を行っていただくという、その場合は、最初から1,000円引いた額を納めればよいよということなんですけど、実施医療機関というのは、いわゆる中学校3年生、高校3年生の人には分かっているのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　まず、この事業を始めるに当たりまして尾北医師会の江南支部の会員の皆様に、事前に協力いただけるかどうかのアンケートをお願いしております、そのアンケートに従いまして、協力していただける医療機関の皆様について御案内するところと、あと市外の医療機関等もございますので、市のホームページ、それからあんしん・安全ねっとメール、そういったもので事前に周知に努めてまいりたいと考えております。

○掛布委員　そうすると、最初から1,000円払わなくてもいい、償還払いしなくてもいい医療機関は市内の全部の医療機関とは限らないという、協力していただかなくて、取りあえず全額払って後から償還払いだよという医療機関が市内のお医者さんでもあるよということでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回、尾北医師会江南支部の医療機関数は江南市内には58ございます。その中で御協力いただけると御回答いただいた医療機関が45医療機関ございました。

○掛布委員　それは分かりました。そういうことが打ちに行かれる学生たちが分かっていたいただければいいんですけど、いわゆる助成券を送っていただくときに、そんなようなことを周知していただければ混乱もないのかなと思います。

あと、インフルエンザのワクチンの量の確保ですけど、これまでいろいろコロナ禍の前は高齢者優先で、なかなかそれ以外の子供たちに回すワクチン

の量が十分確保できないおそれがあるということだったんですけれども、この冬以降またちょっと、去年インフルエンザがはやらなかったのも、この冬危ないんじゃないかという、そういう状況もあって、どうなんだろうな、ワクチンの量というのは大丈夫なのかなあと、ちょっと心配なところもあるんですけれども、昨年度、65歳以上の方皆さんに県から、市もですけど助成されて一斉にインフルエンザの予防接種に行かれましたが、ワクチンの不足とかいうことはなかったんでしょうか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　　まず今回の中学3年生、高校3年生のインフルエンザの助成の対象者の皆様に対しましては、助成券を送付する際に市内の実施医療機関の一覧をチラシをつけて御案内する予定になっております。

それから季節性インフルエンザのワクチンの供給についてでございますが、今年の冬のインフルエンザシーズンのワクチンの供給予定量は、令和3年8月の時点で約2,567万本から約2,792万本の見込みということで、厚生労働省のほうから9月10日に通知をいただいております。

この実績、この内容については、昨年10月の第5週の時点で供給量全体の99%の出荷見込み済みということであったんですけれども、今年の冬はこれよりも遅れたペースで供給される見込みとなっております。今年10月第5週の時点で、昨年は90%だったんですけれども、全体量の65%を10月の第5週までに出荷する予定となっております。

そういった中、11月から12月中旬までにかけて継続的にワクチンを供給される見込みとなっておりますので、ワクチンが不足するといったようなことは、今のところ国のほうも方針は示されていないといった現状でございます。

- 掛布委員　　ありがとうございます。よろしく申し上げます。

もう一点、補正予算の中で、113ページの休日急病診療所の運営事業の中で、マイナンバーを保険証としたオンライン資格確認の連携ソフトの使用料ということで35万2,000円上がっているんですけれども、これは、いわゆる当初に備えなければいけない顔認証の読み取り装置ではなくて、それを使ってオンライン確認をしていく連携ソフトの使用料ということみたいですけど、ずうっとこれから毎年毎年、このソフト使用料というのが発生していくとい

う意味なんですか。今年は国の補助が4分の3とあるんですけども、それが切れると来年以降は全部自前かなと思っちゃうんですけども、これはどんなもんなんですか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　こちら、まず顔認証のカードリーダーのほうにつきましては、社会保険診療報酬支払基金のほうから1台無償で提供をされて、現在納入済みでございます。

あと今回、予算計上のほうを使用料及び賃借料で上げさせていただきましたが、オンラインの資格確認の連携ソフトが22万円で、その導入作業費が13万2,000円でございますので、今回の導入に当たっての初期費用という形でございますので、毎年度発生するというような性質の経費ではございませんので、よろしく願いいたします。

- 掛布委員　もう一個ですけども、これはいわゆる当初、令和2年度中、令和3年の3月にマイナンバーカードの保険証オーケーというのが一斉に開始のはずで、いろいろ準備とかされていたんですけど、それが何かトラブって延期とかいうことになって、今度の10月から仕切り直しで開始ということなんですけれども、市内の医院を見ても、マイナンバーカードは要りませんと、うちは従来の保険証で受診していただければ結構ですという、そういうポスターがあちらこちら、そこらじゅうの医院に貼ってあって、江南厚生病院でも、うちはマイナンバーカードの受診はしませんとか、できませんというふうに言っておられて、全く国のほうは音頭を取って、さっきも無償でカードリーダーを配っているんですけども、全然、医療機関としては、それどころじゃないかと、コロナとワクチンの接種で。

それで、いよいよ10月から始まるんですけど、確認されているかどうかは知らないですけども、今、市内のお医者さん、医療機関で、マイナンバーカードで保険証代わりで受診オーケーになるよというところはどれほどあるんでしょうか。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　今回のこのマイナンバーカードのオンライン資格確認が整っているところの市内の医療機関の状況把握、今回はしておりませんので、また今後努めてまいりたいと考えております。

- 掛布委員　聞いた感じですけど、ほとんどないという、0.数%しかなくて、



ほとんど対応していないと思います。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　さっきのインフルエンザの予防接種については、本当にこれから受験を控える方にとっては、とても大事なことであります。だから、本当にこうやって予算をつけていただくということは大変ありがたいことだと思っているんですが、僕もよく分かりませんが、コロナのワクチンの接種というのが、大体この人たちは12歳以上ですから、大体11月ぐらいまでに希望者は終えるという計画でいらっしゃいますよね。今度ここが、これは議会が終わったら多分インフルエンザの接種券を発送されると思うんですけど、お医者さんじゃないから分かりませんが、コロナのワクチンとインフルエンザのワクチンと、どれぐらいの期間を空けてこれは打つという形が多分あると思うんですけど、その辺はちょっと教えていただけますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回のインフルエンザ予防接種の時期がこれから10月から始まってまいります、コロナのワクチン以外のほかワクチン等と比べて同時接種ということはないので、インフルエンザと別の予防接種を接種した日から14日を空けてインフルエンザを打つというような形になります。

○野下委員　2週間空けるということなのかな。それは、インフルエンザを先に打っても、コロナのワクチン打っても、それはどっちを先に打ってもいいという形になるんですかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今回、コロナワクチンの国から示されています実施手引に従いますと、ほかの予防接種とは14日間隔を空けて接種することとなっていますので、そのような形になると考えております。

○野下委員　だから、どっちでもいいわけなんですよね。

○健康づくり課長兼保健センター所長　どちらが先になっても後になっても構わないということでございます。

○野下委員　最後で。

こういう2週間空ける、14日以上空けるということは、多分接種をする人たちは分からないんじゃないかなと思うんですよね。僕も今、全然初めて聞いたんですけど、ですので、今回そういう医療機関と一緒に送るということ

であるならば、どこかに、これだけの2週間空けるんですよとかそういったことも一緒に入れ込んで送ってあげないと、コロナを予約したからインフルエンザもすぐやるということは駄目なんで、その辺をちょっと徹底してあげたほうが私はいいと思うんですが、いかがですかね。

○健康づくり課長兼保健センター所長 野下委員の言われますように、丁寧な対象者に向けた御案内といったようなものが必要かと考えておりますので、今後、通知する内容の中のチラシ、あと市のホームページ、あんしん・安全ねっとメール、LINEなどで周知徹底してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○河合委員 関連で、必ずこれをやらないと、最初にコロナワクチンの1回目を打つ、2週間たって、このインフルエンザを打つ、2回目のコロナが3週間だから、かぶっちゃう。だから、絶対にコロナの2回目が終わらなければ打てんと思うんだよ。その辺しっかりやらないと、コロナの1回目を打つ、それで2週間空いたからといってインフルエンザを打つ。すると、2回目のコロナの注射が入ってくるから多分かぶっちゃう。だから、その辺きっちりやらないといけないと思います。

○健康づくり課長兼保健センター所長 河合委員御指摘のとおり、コロナの1回目と2回目の接種間隔の間にほかの接種を入れてしまうと調子が悪くなる部分がありますので、そういったところもしっかり周知徹底してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○大藪委員 本当に一番渦中のというか、お忙しいところで本当に頑張ってみえるなあという。実は、他市から私のほうに、うちは受験生の小学生がいるけれども、江南市で打たせてもらえんかというような問合せが来ているぐらい、江南市のこの接種体制というのは非常に注目されています。先日もこの件に関して福井県坂井市の議員から、江南市がすごいと、どうやってやっているのか教えてくれと聞かれるぐらい大変すごくて、本当に松本部長をはじめ中山課長、そして古川主幹、脇田副主幹ね、本当に頑張ってみえるなあと思うんですが。

そういったところで非常に先進的に頑張ってみえるところで、今後の体制として、多分、議案第74号で聞くよりこちらのほうがいいと思って、ちょっ

と幾つかあります。

まず一つが、今、世界中ではF D Aなどが進めているクロスワクチン、このクロスワクチンについて、今後どのようにお考えなのか。それから先ほどからインフルエンザ等の話をしてみえます。これもヨーロッパのほうでは今現在、混合ワクチンを打っていこうという動きもあります。それから、続いて12歳未満の接種、この12歳未満の接種について。それから最後にブースト接種、この4つに関して、何か今現在こんなふうを考えているよということがあったらちょっと教えてください。お願いします。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時29分 休 憩

午前11時29分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの副委員長の質問は、取りあえず今回はなしということで、ほかに質疑はございませんでしょうか。

[挙手する者あり]

○委員長 長尾議員から本件に関して、委員外議員として発言がしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により発言を許可することに御異議はございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○長尾議員 発言を許していただきましてありがとうございます。

私からは、インフルエンザ予防接種の補助について2つほど確認させてください。

1つ目は、先ほども皆さん質問がなかったんですけど、この事業は来年以降も継続される事業という認識でよろしかったでしょうかというのが1つ目と、2つ目が、実はこの1,000円補助、助成というのは、私が前にいた民間の企業では、企業としてこの助成をしていたんですね、というか今でもやっているんですけども。これは市がやると、結局その方たちは、市からももらえる、企業からももらえると二重で助成がされるような形になるんですけ

ど、それらに対してはどのように考えているかということをお教えください。

- 健康づくり課長兼保健センター所長　　まず今年度から始めますこのインフルエンザワクチン助成事業につきましては、来年度も継続的に続けられるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから市の助成券と、あと社会保険に加入している人とか事業所単位でワクチン、インフルエンザの助成があるといったところもございますが、今回市がやるこの事業も併用して御利用していただければと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

- 委員長　　ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて、教育部生涯学習課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　　生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

議案書の104ページ、105ページをお願いいたします。

中段の3款1項5目学習等供用施設費で、補正予算額は519万5,000円でございます。

次に、少しはねていただきまして、122、123ページをお願いいたします。

下段の10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は57万円でございます。

次に、124ページ、125ページをお願いいたします。

上段の10款4項2目文化交流費で、補正予算額は19万2,000円でございます。また、9月補正予算説明資料の7ページに布袋南部地区学習等供用施設駐車場整備工事の位置図を掲載しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員　　学習等供用施設の維持事業で、空調は北部学供の空調故障による対応というところなんですけれども、これはいつ壊れてそれで、要するに

学童保育をやっているのです、その夏季対応で、急遽スポットクーラーであるとか、あとはファンヒーターを保育園から借りるとかいうお話だったんですけれども、まず仮設エアコン、スポットクーラーというのは、いつからいつまでを想定されているのか。

もう一つは、保育園からエアコンが動かないのでファンヒーターを借りてくるという話ですけれども、学童保育の本当に子供たちが飛び回っている状況の中にファンヒーターがあるということは、ちょっと危なくないかなと思うわけなんですけれども、何台ファンヒーターを入れて対応するのでしょうか。安全性は大丈夫でしょうか。

- 生涯学習課長兼少年センター所長　まず空調機の故障は、7月14日に故障いたしました。この施設につきましては、古知野北部地区複合公共施設、今、公民館の建て替えを行っておりますが、そちらに令和4年4月に機能移転をするということで、また、そちらの施設は起債を充当しております、その起債では供用開始から5年以内には解体をするという必要がありますので、今回は改修ではなくリースという形で対応させていただきました。そのリース期間につきましては、8月10日から2か月間、リースをするということで対応いたします。

ファンヒーターにつきましては、委員がおっしゃってみえた保育園からではなく、市の内部でちょっと調達をしたいと考えております。今の安全性については、また委員おっしゃるとおり、学童保育の中で使うということですので、その辺りはしっかり対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

台数につきましては1台です。

- 委員長　ほかに質疑はありますでしょうか。
- 掛布委員　すみません。ちょっとページ数がずっと出てこないんですけれども、新図書館の開館準備事業ということで、指定管理者の選定を行っていくよということで、議場でも三輪議員が議案質疑をさせていただいたんですが、本当に大きな図書館の指定管理者を選んでいく。選んだら最後、ずうっと継続していく可能性もありますので、本当に慎重にというか、大変な指定管理者の選定作業だと思うんですね。どんな公募要項にしていくのかとか、

仕様書をどうするのかとか、実に様々な図書館の運営に関わることに気を配って、膨大な募集要項とか仕様書を考えて検討を図っていかないといけない。また、それを選定するわけなので、選定基準もつくっていかないといけない。そして、そうした場合に、例えば何年間の指定管理期間を想定されているのかということと、公募要項の中に、いわゆる金額の上限額というのを設定して公募をかけていかれるのかということと、このすごく大変な作業を生涯学習課の今の職員の皆さんでやり切れるのかどうかと、ごめんなさいね、大変失礼な質問なんですけれども、今まで図書館は直営でやってきておりませんので、指定管理で図書館を運営しているというので、生涯学習課の中に、かちっとした図書館運営のノウハウが蓄積されていないという中で、やり切れるのかなという心配があるんですけど、この点はどのように対応されるのか伺っておきたいです。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　いろいろ御心配いただきましてありがとうございます。

公募要項、仕様書につきましては、内容については今、課の内部で検討しておりますので、当然、指定管理を続けていくということで今計画をしておりますので、これについては今、計画ないし内容を精査しております。

また、指定管理期間につきましては、それについてもまだ今検討中でございますので、これもまた近いうちにお示しはしたいと思っております。

あと、今の生涯学習課でやれるかどうかというのは、それは私の口から言うことはちょっと難しいので、精いっぱい努力いたしたいと思っております。以上です。

○掛布委員　　1個抜けていたんですけれども、公募要項とかに公募する際の上限額、そういったものの設定はされていくのかどうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　それにつきましても、今ちょっと検討中というか検証中ですので、またそれも改めてお示ししたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて、教育課について審査

をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 教育課長 教育課の所管の補正予算につきまして御説明申し上げますので、議案書の122ページ、123ページをお願いいたします。

中段の10款2項1目小学校費で、補正予算額は326万円でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

- 委員長 では続いて、スポーツ推進課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 一般会計補正予算につきまして、スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきますので、議案書の124ページ、125ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額は2,141万円の増額でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 河合委員 今何ページと言われた。

- 委員長 124、125ページです。

- 河合委員 市営グラウンドの改修工事について、2,080万5,000円について、ちょっと何点かお伺いをしたいと思います。

この9月補正予算に出してきたという理由なんだけど、私は、今コロナとかまん防があって、結構グラウンドは使用禁止になっておるものですから、本当は当初に上げていただいて早く直していったほうが、今緊急事態が明ければすぐ10月から使えるような状況なんだけど、この工事は、この9月の補正予算に上げてくるといつから改修工事を始めるのか、それでいつ終わるのか、まずお知らせください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 補正予算でお願いした理由ですけれども、最初、令和元年の4月から体育館が終わって再開をしたんですけれども、その利用をされていく中で、どうも小石が少し目立ってきたということで、利用者の方、例えば軟式野球連盟の方々に御協力いただいて、ずっと石を拾いながら運営をしてきたわけなんですけど、どうもちょっと石が多いということで職員のほうで少し調査をしましたところ、黒土の厚みが、もう随分なくなってしまったということが判明しまして、利用者の方に非常に危険な状況があるのではないかとということで、補正予算で早急に対応したいということでお願いしたものでございます。

それから時期なんですけれども、補正予算をもしお認めいただけましたら、野球のシーズンが、ちょうど12月の下旬から2月の下旬がシーズンオフになりますので、その期間を利用してやらせていただければというふうに考えております。

○河合委員 今いろいろ説明されたんですけど、もう去年の時点で分かっておったんですよね。だから私は当局の皆さんに、何とか新年度の当初予算で上げていただいて、市長にも見ていただいたの。確かに石ころがころころ小石が出てきた。これは新体育館を造るときに、あそこは臨時駐車場になっておったんやね、その関係上、どうしても取り切れずに、ああいう状況になったと思うんですよ。当然改修が、もう私の記憶ではほとんどあのグラウンドについては改修をしていないから、当然風が吹いて土は飛んでいってしまうと。だから、どうしても石ころが出てくるのはこれはやむを得んから、2月か3月の時点で分かっておったんですよ、危ないよと、危険だよと、だから早く直したほうがいいよということでお願いをしたんですけれども、私は当初予算に上がってくるもんだと思っておったんですけど、この時期になって、シーズンオフだと言われるんですけど、結局、先ほども言ったように緊急事態宣言、まん防は愛知県は比較的長い期間あったんですけど、その間全くグラウンドは使えんから、その間に終わらんかなあとっておったんですけど、こういうことになったで、それはしょうがないでしょう。

それで、この2,080万円というお金の改修工事内容は、どのような内容で改修されるんですかね。



○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 工事の内容ですけれども、県が定めます土木工事等の標準仕様書に沿いまして設計・施工をしておりますが、今回のグラウンド改修工事は、昭和60年当時のグラウンド整備竣工当時の状況を完成形として施工計画しております。

内訳としましては、内野のグラウンドの面積2,654平方メートル、それから外野の改修面積が7,596平方メートルとして改修を予定しております。

あと、新体育館をやっていた当時の状況なんですが、外野のレフトからセンターの外野の辺りを臨時駐車場として利用していたんですが、それに関してはビニールシートを敷いて、なるべく影響がないようにということで、再開のときにはそれを撤去して再開したと。内野に関しましては、特に新体育館の工事が影響がなかったものですから、そのままの状態置いてあったということでございます。

最終的に草生えになりましたので、職員で草を取って土を整地した程度のリニューアルということになっております。

○河合委員 課長は見えなかったでいかんけれども、ビニールシートじゃないですよ、バラスを敷いて外野を使っておったんですよ。だから、それは飛ぶんですよ、あっちゃこっちゃへ。シートを敷いて、その上が駐車場じゃなくて、バラスを敷いておったんですよ、あの工事現場は。それだけです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○古池委員 今の確認ですけど、グラウンドのほうはそういう工事であって、テニスコートのほうも同じような工期で工事をやるの。内容の改修工事、これは同じということですか、テニスコート。市営グラウンド・テニスコート、テニスコートのほうはどうなっておるかということを聞いております。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 すみません、業務名に、申し訳ございません、市営グラウンドとテニスコート改修とありますが、実際にやる工事は市営グラウンドの改修のみとなっておりますので、すみません、よろしくお願ひします。

○委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、学校給食課について

審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　それでは、学校給食課所管の補正につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の126ページ、127ページをお願いいたします。

126ページ上段の10款5項2目学校給食費で、補正予算額は395万6,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、右側127ページ、説明欄をお願いいたします。

学校給食センター維持運営事業の需用費、修繕料といたしましては211万8,000円の増額をお願いするものです。

その下、給食調理業務、調理業務委託事業の報償費としては4万5,000円の増額をお願いするものでございます。なお、令和3年度中に北部学校給食センター調理委託に係る委託契約を行い、令和4年4月から速やかに調理業務が行えるようにするため、債務負担行為をお願いするものです。期間は令和3年度から令和6年度で、限度額は2億994万円でございます。

その下、新学校給食センター整備等事業、新学校給食センター整備事業の委託料としては179万3,000円の増額をお願いするものです。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員　すみません。127ページになります。

一番下の新学校給食センター整備事業のPFI導入可能性調査委託料なんですけれども、三輪議員が本会議場で議案質疑をさせていただいて、その答弁を拝見していましたら、何かPFIをやる気満々というようなふうにとられてしまって、非常に私はやめてほしいなと心配をしております。

現在、このいわゆる上にある調理業務、北部がもう直営でやれない状態まで調理員が減ってしまっているのが自動的に民間委託、調理業務については新しいセンターでも委託しか、もう人がいませんので、調理員が、直営の、そうやっていくのは仕方がないというか残念なんですけれども、仕方がない

方向ではあるんですけども、今回PFI導入可能性調査というと、またコンサルタントですね、一旦可能性調査委託をコンサルタントにすると、ずっとその長いお付き合いが始まって、調査すればVFMが出て、PFIでオーケーねというふうになっていくのは目に見えています。

学校給食の江南市基本計画の中でいろんな手法を検討されていますけれども、その中でPFIでやるということについては、やっぱり民間の資金を使うので金利負担が増えてしまうよということと、PFI導入調査のお金も時間も余分にかかるし、特定目的会社ですか、SPCをつくる経費も、また時間もそこで取られるし、布袋駅東のPPP/PFI的手法のときに秘書課の皆さんが、議場で企画部長が答弁されていましたけれども、やっぱり性能発注でやるということがいかに難しいか、要求水準書がPFIに精通していない職員ではつくれないんですよ。もう本当にコンサルにお任せして、言いなりとは言ってはいけないんですけども、本当にコンサルにお任せしてつくっていくしかしょうがないんです。そこのところが、一体コンサルはどこの立ち位置にあるかということ、残念ながら市のほうの立ち位置にないということが、私は布袋駅東でもうはっきり分かったので、精通していない職員の下でPFIを導入していく、こんな大きな給食センターの30億円、40億円の事業で、またPFIでやったら布袋駅東と同じことになってしまうんじゃないか。特に、その性能発注をするときに、物すごい職員の皆さんの時間と労力が取られるんですね。給食課の皆さんは本当に少ない人数の中で一生懸命頑張っていたいただいているんだけど、こんなに少ない人手の中で大手のSPC相手にやれるのかなという、とつても私は怖いのでやめていただきたいし、時間もお金も結局余分にかかってしまうんじゃないかなと心配をしています。

まず事業期間ですね。大体、民間の金利でやるとなると15年が限度と言われていています。15年で金利を返していかないといけないというのはすごく大変なことなので、だったら市のほうで起債を起こしたほうがまだ楽だと思います。どういうふうに考えてみえるのか、お聞きしたいです。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　まず、このPFI導入可能性調査でVFMが出るかどうか、縮減効果があるかどうかというところで、シミュレーションのVFMを確認するというところです。本来であれば学校給

食基本計画の中で候補地が決まっていれば、その中で事業手法についても検討できたかなとは思いますが、今回は、その事業手法については、直営方式、DB方式、PFI方式、リース方式、いろいろあるんですが、直営方式、DB方式というのは、議会の答弁でもありましたように、初期導入の投資がかかるというところで、なかなか今の財政状況を考えると難しいんじゃないかというところで、今回PFIの事業ができるかどうかというところで調査をしていきたいというところです。

それで、SPCの設立というところで、SPCというのは、設計、建設、維持管理、運営、こういった会社が集まって出資をしてつくる会社になってくるんですけど、こちらについて設立をして、ここが事実上、調理業務を遂行していくということになってきます。それで、直接直営方式でやると、市が設計、建設、維持運営、運営についてもそれぞれの発注になってくるんですけど、PFIでやると、そのSPCに任せて民間のノウハウを生かした提案をしていただくというところで、先ほど委員が言われた金利の面では高いかもしれませんが、トータル的に考えて、その総事業費の中でVFMが出るかどうかというところで調査をしていくという委託になってきますので、そういったところで、もし縮減効果が出るということであれば、こういった手法も一つの手かなと思っております。

それで、PFIの事業については、共同調理場であれば全国で多数の事例が出ています。近隣でもPFIで実施して整備していこうというところがあります。共同調理場であればこれまでの実績がありますので、そういった実績を踏まえて、要求水準書だとかそういうところを整備してやっていけたらなとは思っています。

○委員長 以上でよろしいですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 はい。

○掛布委員 まるっきり、一からつくるんじゃなくて、給食センターなので、いろんなところに例というか前例はあるので、間違いのないようにやっていただければいいんですけども、1点、さっきの事業期間、それはやはり15年というふうにやっていくんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 そちらについてもこれからの

検討材料かと思います。

○委員長 よろしいですかね。

○掛布委員 すみません。以前、私たちが視察に行った千葉県の給食センターでは、いわゆるBOTかBTOかという、いわゆる、ずうっと事業期間中、民間会社の持ち物にしておいて事業期間が切れたら無償で譲ってもらうがどうか、あるいは、できた瞬間に買い取って市のものとして運営していくかという、そんなことまで検討しておったわけなんですけれども、そういうことも今回のPFI導入可能性調査で出てくるわけですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 今、委員がおっしゃられたBTO方式、BOT方式、こちらについても検討はするんですが、BTO方式だと建設後に建物所有権を移転するという手法になります。それで、BOTだと事業後に引渡しになるというところで、一長一短あるんですけど、BTO方式でやることで学校改善交付金を活用する、学校改善交付金の交付時期としては所有権の移転後になります。ということになると、事業が終わってからの交付では遅いので、あと、BOT方式だとSPCが建物を所有することになるので税金がかかってきます、民間会社に建物の。それが事業費に上乗せされるおそれがあるので、どちらかというとならBTO方式で考えてはおります。

○掛布委員 しつこくて申し訳ない。今、学校改善交付金が施設を市が持っておれば出るというけど、出ないという可能性がほとんどですよ。それ前提でもって、いわゆる初期費用をどうやって賄うかというところで今、PFIを検討しようとしていると、そういうことでよろしいですね。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 学校改善交付金については、可能性がある以上は3分の1の交付率がありますので、つきにくいという状況は把握していますが、申請はしていきます。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩させていただきます。

午後0時03分 休 憩

午後 1 時 20 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

こども未来部こども政策課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 令和 3 年度江南市一般会計補正予算（第 6 号）のうち、こども政策課所管の補正予算について御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

議案書の 98 ページ、99 ページ下段をお願いいたします。

21 款 5 項 3 目過年度収入、1 節過年度収入で、こども政策課分は、令和 2 年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金ほか 1 項目で、合計 80 万 2,000 円でございます。いずれも令和 2 年度の国庫交付金等の精算に伴い、受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

少し飛んでいただきまして、106 ページ、107 ページをお願いいたします。

106 ページ、107 ページの上段でございます。

3 款 2 項 1 目こども政策費、補正予算額は 1,337 万 2,000 円でございます。

内容につきましては、107 ページの説明欄をお願いいたします。

最上段、ファミリー・サポート・センター事業、次に子育て短期支援事業、次に要保護児童対策事業、次に子育て世代包括支援センター兼子ども家庭総合支援拠点運営事業、次に児童・遺児手当等事業のうち児童扶養手当事業及び児童手当事業、次に母子生活支援施設措置事業、次に母子・父子家庭自立支援給付事業、次に子育て世帯への臨時特別給付金支給事業、はねていただきまして、109 ページの上段をお願いいたします。

ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業は、いずれも令和 2 年度分の国庫負担金等県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

少し飛んでいただきまして、122 ページ、123 ページをお願いいたします。

最上段、10 款 1 項 3 目放課後児童費、補正予算額は 525 万 7,000 円でございます。

内容につきましては、123 ページの説明欄、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）は、令和 2 年度分の国庫交付金の精算に伴う返納金

でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、保育課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の98ページ、99ページの下段に21款5項3目1節過年度収入、令和2年度分子どものための教育・保育給付費国庫交付金精算金はじめ5項目を掲げております。

歳出につきましては、108ページ、109ページの上段に3款2項2目保育費、保育園保育等事業、保育管理等事業、子ども・子育て支援事業を掲げております。

内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時25分 休 憩

午後1時25分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第70号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第70号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管の補正予算について御説明をさせていただきますので、議案書の129ページをお願いいたします。

議案第70号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

130ページから133ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

続きまして、134ページ、135ページをお願いいたします。今回の補正予算の歳入でございます。

7款1項1目その他繰越金でございます。

その下は、今回の補正予算の歳出でございます。

5款1項1目基金積立金で、補正予算額は2億1,225万2,000円でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません。今回この決算剰余金の2分の1を積み立てて、結局、この9月定例会が終わった時点で国保の基金というのは幾ら積み上がったことになるのでしょうか。

○保険年金課長 今回の2億1,225万2,000円をそのまま積み立てた状態で基



金の残額を算出いたしますと、3億1,924万7,103円となります。

○掛布委員 国保が県単位化になって基金を頑張って持っている必要がないという状態だと思うんですけども、これだけ積み上がったのは、やはり受診抑制もあり、国保税の値上げもあり、その他いろんな要因があると思うんですけど、この基金というのはどんなふうにご利用していくんでしょうか。

○保険年金課長 こちらにつきましては、現在削減が求められている法定外の繰入金、これが1億8,500万円ありまして、こちらは最終的にはゼロにしなければいけないということが一つ上げられます。そちらのほうの金額等の入替えといいますか、削減するために基金を活用していくということになるかと思うんですけども、実際には納付金のほうもこれからの医療費の推移によっては県から求められる納付金も上がってくるかと思いますので、そちらに向けて税率のほうも上げていかなければならない中で、その税率の激変緩和にも基金を活用していきたいというふうに考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時30分 休 憩

午後1時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第72号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第72号 令和3年度江南市介護保険特別会計補正予

算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第72号につきまして御説明申し上げますので、議案書の145ページをお願いいたします。

令和3年議案第72号　令和3年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

146ページ、147ページをお願いいたします。

第1表　歳入歳出予算補正でございます。

次に、148ページから149ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、150ページ、151ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

2款1項1目は介護給付費負担金、過年度分介護給付費負担金で3,509万7,000円でございます。

その下、中段の3款1項1目介護給付費交付金は、過年度分介護給付費交付金で218万9,000円でございます。

その下、4款1項1目介護給付費負担金は、過年度分介護給付費負担金で186万6,000円でございます。

その下、7款1項1目繰越金は、前年度繰越金で1億8,843万3,000円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

152ページ、153ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目基金積立金の補正予算額は1億7,116万2,000円でございます。

中段の6款1項1目償還金及び還付加算金の補正予算額は5,517万1,000円でございます。

はねていただきまして、上段の6款2項1目一般会計繰出金は125万2,000円でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 153ページのところの介護基金の積立てですけれども、決算の剰余金から精算分とかを差っ引いたものの2分の1を積み立てるということなんですけれども、何か1億7,100万円というのは、非常にこの第7期の3年目の介護保険のサイクルにすると、3年目というのは、もうからんからんに普通はなっていないといけない状態で、余っちゃいけない、剰余金が出てはいけないことになっているはずの年度だと思うんですけれども、それでまたこれだけ余ったということで、非常におかしいなというか介護の実際にあまり使われていないのでこんなに余った、保険料が高過ぎたからこんなに余ったのかなということになると思うんですけど、さっきと同じ質問なんですけど、これは積み立てた段階で介護の事業の基金というのは、残額は幾らになっているのでしょうか。
- 高齢者生きがい課長 令和2年度末の基金現在高に今回の基金積立金を加えますと、9億6,591万4,361円になります。今年度、取崩し額を3,883万4,000円予定していることと利子の積立額の予定額を加えますと、令和3年度末には9億2,757万5,495円になる予定でございます。
- 掛布委員 今、令和3年度末までお答えいただいたんですけど、9億円もたまって、これから来年度、再来年度と崩して予算を組むわけですけれども、それにしてもあまりのたまりようで、3年たったらチャラというか、からんからんになって、からんからんになるだけの保険料をいただいて、それで給付に充てていくのに、全然給付が少な過ぎてたまっていくばかり、保険料取り過ぎ状態がどんどん積み重なって行って9億円もたまっているって、本当に一般会計に貸してほしいわというぐらいになっちゃっているんですけど、これはどうされるんですか、どうやって使っていくんでしょうか、この9億2,000万円もたまっちゃっているのは。
- 高齢者生きがい課長 令和2年度末の残高がおよそ8億円ということが分かっておりまして、そのうちの半額につきましては、第8期計画の中で急激な保険料の上昇を抑えるために使うと。残りの4億円については、第9期の計画において同じような考えで使っていくということを予定しております。
- 委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 37 分 休 憩

午後 1 時 37 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 1 時 38 分 休 憩

午後 1 時 39 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続きまして、議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第74号　令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定の高齢者生きがい課の所管について御説明申し上げますので、事項別明細書の54ページ、55ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

下段の13款1項1目1節社会福祉費負担金の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の14款1項2目1節社会福祉使用料で、備考欄の高齢者生きがい課所管分、老人福祉センター目的外使用料（電柱）から高齢者生きがい活動センター目的外使用料（郵便ポスト）までの6件でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

下段の14款2項2目1節社会福祉手数料で、備考欄の高齢者生きがい課所管分、事業者指定手数料、事業者指定更新手数料でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

中段やや下の15款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

上段の15款4項1目3節社会福祉費交付金で、高齢者生きがい課所管分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

下段の16款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金、低所得者保険料軽減負担金（過年度分）でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

中段の16款2項2目1節社会福祉費補助金で、高齢者生きがい課所管分の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金から老人クラブ助成費補助金までの3件でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、86ページ、87ページをお願いいたしま

す。

21款5項2目11節雑入のうち、備考欄の上段にございます高齢者生きがい課所管分の緊急通報システム実費徴収金でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

上段の21款5項3目1節過年度収入で、高齢者生きがい課所管分の令和元年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きく飛んでいただきまして、156ページ、157ページをお願いいたします。

3款1項1目高齢者福祉費、備考欄、人件費等から、進んでいただきまして、161ページの備考欄の中段、特別敬老事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　159ページのところです。これはよく質問させてもらうんですけど、確認ですけど、緊急通報装置についてなんですか。この緊急通報装置については、この評価の成果報告書にも253ページに677台ですか、実績としては上げられていると思うんですけども、これは間違いはないですかね。その中の課題というところがあって、今後の見守り体制について検討する必要があると。その次に、夏季においては高齢者は熱中症になるリスクが高いため、緊急時にコールセンターへ容易に通報できるよう、この緊急通報装置の設置を勧める必要があると書いてあります。

これは緊急通報装置を、さらにこれを同じものを勧めていくという意味でまず取っていいですか。その点、ちょっと聞かせてください。

○高齢者生きがい課長　現在、65歳以上のおひとり暮らしの方ですとか、ひとり暮らしの重度身体障害者の方につきましては、住民税非課税の方は無料、課税の方は御自分で負担していただくということで緊急通報装置の設置をしているところでございます。

現在のシステムなんですけれども、電波法の改正によりまして大半の機器

が令和4年11月までしか使用することができないことが分かっておりまして、現在、代替手法の検討をしているところでございます。

福祉電話というものがもう一つございまして、通信設備を持たない方に対して電話機の設置ですとか基本料金の助成を行っている事業もあるんですけれども、現在携帯電話をお持ちの方ですと、市のほうでその福祉電話の設置をすることができません。携帯電話をお持ちであって緊急通報装置を使いたいよという方につきましては、まず御自分で固定電話を引いていただくか、携帯電話をちょっと手放していただくということになってしまうんですけれども、今、緊急通報装置の代替装置を検討している中で、携帯電話をお持ちの方でも使用していただけるようなシステムを探しているところでございますので、よろしく申し上げます。

○野下委員　今の課長のお話ですと、ここの成果報告書にあるようなこの写真のような緊急通報装置ではなくて、何かこれの電波法の関係で期限が来てしまうから新しい通報システムを考えているということによろしいんですね。

あわせて、この福祉電話、これは本当に福祉電話は、いつからか知らないけれども、携帯を持っている方は福祉電話は貸さないと、こういうのが突然なりまして、非常に苦慮している方もいらっしゃるって、携帯電話があればそこからすぐ電話すればいいじゃないかと言われるんですけど、いざというときはそんな余裕は全くないんです。だから、こういう固定電話がない方であっても福祉電話をきちっと貸し上げてあげて、今の緊急通報装置につなげていけるような体制というのは、これは人命を救うためには非常に大切な部分だなと、これは常々思っているんですけど、なかなか取り上げていただけませんので、令和3年度についてはこのまま行かれるんでしょうけれども、この改正のときに、今課長がおっしゃったように、携帯電話を持っていらっしゃるって、ここからきちっと何かの装置から行けるような、そういう通報体制をしっかりとよく検討していただいて導入をお願いをしたいと。これは要望になりますけど、その点をお願いをしたいなというふうに思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長　ほかに質疑はありますか。

○掛布委員 すみません。成果報告書の208ページを見ておりましたら、その中に成果の状況の傘マークがあるんですけども、社会参加している高齢者の割合ということで、22.3%ということで大幅に下がって雨マークになっています。成果と課題の分析を見ると、やはりコロナの影響で自粛になって、高齢者の皆さんがなかなか、社会参加に消極的になっている。その中で、心身機能の低下や孤立の心配も出てきているということなんですけど、それはよく分かるんですけど、この実績値の22.3%というのは、どういう数字を基にやられているのかなあということと、今把握されている段階で、地域のサロンとか、老人クラブの会員数とか、そういったものが恐らくコロナ禍の中でやられなくなってきたのが出てきているんじゃないかと思うんですけど、どのように把握されているのか教えていただきたい。令和2年度でいいんですけど。

○高齢者生きがい課長 成果報告書の社会参加している高齢者の割合につきましては、町内会や自治会に参加している人ということで、22.3%になっているのは令和元年度に実施しました実態調査の中で、町内会・自治会に参加していないと答えた人と無回答の人を除いた数字が22.3%になっているというものです。ですので、このことと老人クラブやサロンの活動は、直接関係はないものと思っております。

老人クラブにつきましては、活動自体はやはりコロナ禍ということで、なかなか集まることが難しい状況ですので、令和2年度中の活動も、市の老人クラブ全体が集まって行う活動というのはあまり実施はできていない状況です。サロンにつきましては、サロンによって全く1年間活動していない団体もございましたが、今年度につきましては様子を見ながら少しずつ活動されているところもあったと記憶しています。

○掛布委員 もう一点あります。決算書の159ページの中ほどにあります高齢者のタクシー基本料金助成事業について伺いたいんですけども、金額しか出ておりませんが、676万円という助成金ですけども、実際チケットを何枚発行されて、どれだけそのうち使用されたのか。結構使い切れずに残してしまわれる、そういった分析も必要だと思うんですけども、それが分かれば教えていただきたいです。



○高齢者生きがい課長 令和2年度につきましては、タクシーチケットを交付した対象者の方は1,029名でございました。そのうち利用枚数は……。

失礼いたしました、年間お一人48枚の基本料金相当額のチケットを配付しているんですけども、利用された枚数は1万1,319枚です。執行率は22.9%となっております。

○掛布委員 想像以上に残っちゃって、その22.9%以外はチケットを持ったまま1年たってしまっただけで無効ということなんですけれども、初乗り分600円がただでというか、お迎え料金は要るんですけども、その初乗り分だけはチケットを持って行けるわけなんですけど、行かずに残したということはどうしてかなあというのを、ぜひ分析をしていただきたいなと思います。

というのは、要するに初乗りは行けても、その先が全部実費なので、実費分で幾ら払ったかという、そこまで分析しないと、本当に高齢者の活動実態、どこにネックがあるかということが分からないと思いますので、ぜひそんなこともお願いしたいと要望しておきます。

○委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、福祉課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長 それでは、福祉課所管につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の56ページ、57ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管はわかき園目的外使用料の駐車場はじめ3件でございます。

次に、60ページ、61ページ下段をお願いいたします。

14款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料のうち、備考欄の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。

次に、62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所

管の特別障害者手当等給付費負担金ははじめ4件でございます。

続きまして、その下、最下段の3節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金ははじめ、65ページの備考欄、被保護者健康管理支援事業費負担金まで10件でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段の2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の備考欄、地域生活支援事業費補助金と障害者総合支援事業費補助金でございます。

次に、1つ飛んで下でございます。3節生活保護費補助金の生活保護費補助金でございます。

次に、66ページ、67ページ下段をお願いいたします。

15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

続きまして、その下の2節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

次に最下段、4項1目民生費交付金で、はねていただき、68ページ、69ページの2節生活保護費交付金と、その下の3節社会福祉費交付金は、どちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、70ページ、71ページ下段をお願いいたします。

16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金ははじめ4件でございます。

次に、72ページ、73ページ上段をお願いいたします。

3節生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

同じページ中段でございます。2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金をはじめ10件でございます。

次に、74ページ、75ページの最上段をお願いいたします。

3節災害救助費補助金の収入済額はございませんでした。

次に、76ページ、77ページの中段をお願いいたします。

3項2目民生費委託金、2節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

少し進んでいただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、福祉課所管の心身障害者扶助料返納金をはじめ11件でございます。

次に、90ページ、91ページ上段をお願いいたします。

3目過年度収入、1節過年度収入のうち、福祉課所管の令和元年度分生活保護介護扶助費国庫負担金精算金をはじめ7件でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

160ページ、161ページをお願いいたします。

下段の3款1項2目障害者福祉費で、備考欄、人件費等から171ページの備考欄下段の児童発達支援センター業務委託事業まででございます。

続きまして、176ページ、177ページをお願いいたします。

下段の3款1項4目福祉活動費で、備考欄、社会福祉関係団体育成事業から、179ページの備考欄中段、民生委員推薦会事業まででございます。

続きまして、少し飛んでいただき、206ページ、207ページをお願いいたします。

中段の3款3項1目生活保護費で、備考欄、生活保護事業から、209ページの備考欄下段の要支援世帯緊急生活支援事業まででございます。

次に、210ページ、211ページ最上段をお願いいたします。

4項1目被災者支援費で、備考欄、災害援護事業でございます。

歳出は以上でございます。

なお、令和2年度決算に係る主要施策の成果報告書の210ページから223ページには福祉課所管の施策評価の結果を、また254ページから260ページには事業を掲載しておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。成果報告書の256ページのところで、あれっと思ったところをちょっとお聞きしたいんですけど。

社会福祉法人が施設整備を考えたときに、国・県からの整備費の補助金に

加えて市も出すよということなんですけど、一番下の欄の課題のところを見ると、国及び県で不採択になる場合も多くと書いてあって、そんな不採択になる場合があるのかなあとびっくりしてしまいましたすけれども、これはどうということなんでしょうか。もし不採択といった場合、市としてどのような対応をされているんでしょうか。

○福祉課長　市のほうで行っております社会福祉施設等整備費補助事業にしましては、条例におきまして、国・県において採択されたものに対しまして市も補助を行うというものでございます。この国・県において不採択となる理由につきましては、市のほうでは把握はできておりません。

今までの状況ですと、国・県において不採択になったとしましても、法人におきましては施設を整備して実施をしてみえるという状況でございます。

○掛布委員　だからといって市が出すわけにはいかないですという対応ですよ。分かりました。多くてわざわざ課題で書いていただいたということは、何件かあったよというふうに把握をされているのかなと思ったので、もし把握されている件数とか分かれば教えてください。

○福祉課長　はっきりと数字は把握してはございませんが、数年前には実際に不採択となりまして、法人において建設されて事業を実施されたという実績はございました。

○掛布委員　すみません。もう一点、同じく成果報告書の259ページなんですけど、先ほども補正予算のところでも触れさせてもらいましたが、生活保護の件数、人数が令和2年度において増えていないというか、逆に減っているという数値が出ております。

その中でちょっと気になるのは、この259ページの成果報告書の上のところに、相談件数170件のうち、申請が69件で開始が63件、廃止が65件とあって、何か廃止がとて多いんですけど、お亡くなりになれば自動的に廃止となくなっていくんですけども、これはどういった場合でこんなに廃止の件数が多くなっているのか、分かれば教えてください。

○福祉課長　すみません、資料がございしますが、今、手元のほうで確認ができませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○委員長　よろしいですか。

○掛布委員 はい。

ついでにもう一つお聞きしたいんですけど、扶助の内容として生活扶助、住宅、教育扶助とあるんですけど、最後のところにその他の扶助というのがあるんですけど、このその他の扶助というのはどういった扶助費になるんでしょうか。

○福祉課長 その他の扶助につきましては、出産をなされた場合の出産扶助、あとは、お亡くなりになったときの葬祭扶助などが含まれております。

○掛布委員 ありがとうございます。

ちょっと直面しているというか、例でいくと、例えばエアコンが古くなって壊れてしまった、洗濯機が不調になって買い換えたいけどお金がない、そういった場合、何とか生活保護費の中で支援してもらえる、そんな仕組みというのはつくっていただけないものなんでしょうか。恐らくないと言われると思うんですけども。

○福祉課長 ホームレスなどで、エアコンが設置されていないお住まいで今後生活をされていくというような場合におきましては、エアコンの設置に対して扶助した実績はございまして、令和2年度中には2世帯に対してエアコン設置を実際に行っております。

○掛布委員 要望として申し上げておくと、エアコンがない状態の方で生活保護を受けた場合は、エアコンの設置費が扶助費として支給されるんですけども、生活保護を受けてみえる状態でエアコンがあって、それが古くなって壊れたと、こんな壊れた状態では熱中症になってしまうというぐらいの状態でも、エアコンの買換えの費用は残念ながら出ないんですね。それを何とかできないものかということなんですけど、ぜひ御検討をお願いしたい。

○委員長 要望ということで。

○掛布委員 要望で。

○委員長 数字が出ましたか、先ほどの。では先ほどの。

○福祉課長 失礼いたしました。

先ほどの御質問された保護廃止世帯の状況でございますが、亡くなられた方が27件で、亡くなる理由以外で保護廃止になった世帯が38件でございます。そのうちの一番多いものは、就労収入が増加したことで自立されていかれた

世帯が8世帯、あとは生活保護費の中で節約しながら生計を立てられて、手持ち金、預貯金が累積されていったケースが7件、転出が6件でございます。

そのほかといたしまして、交通事故の保険金の受領がいただける見込みであるといった事例やら、就労収入が今後増加していく見込みで、自分でも自立をしていきたいという御意思によって生活保護を御自分から辞退されたという事例が9件ございました。

○掛布委員　大変厳しい中で、住まいの家賃も払えなくて住宅確保給付金の支給申請も大変増えている中ですので、いろいろ市のほうから何とか廃止してもらえるような働きかけというのは、やっていただけないと思いますけれども、あまりにちょっと、何とか廃止というふうな働きかけは無理やりしないでおいていただきたいなと思います。

もう一件いいですか。

○委員長　どうぞ。

○掛布委員　すみません。決算書の171ページの下の段です。障害者福祉費の一番最後のところなんですけど、令和2年度から始まった児童発達支援センター業務委託事業、これはおりーぶさんに令和2年度から業務委託を開始されているんですけども、これって金額が結構大きい、1,175万円にもなっているんですけど、この金額というのはどうやって、もう最初からこの金額で委託契約をされて、あと実績報告を受けられているだけなのか、この金額というのはどうやって決まっているのかなあ、どういう実績、初年度としては、だったのかなあというのを、ちょっと気になるので教えていただきたいと思います。

○福祉課長　令和2年度から業務委託しております児童発達支援センターでございますが、当初の予算現額は1,287万6,000円ございました。決算といたしましては1,175万5,542円でございます。

この差額におきましては、年度の決算の状況を見まして精査をしたということで、112万458円が当初分よりも差額として出ております。この委託料のほとんどは人件費に係るものとなっております。

○掛布委員　ほとんどが人件費の中で、どうやってその業務実績を見て減額されているのかな。非常に難しい対応だなあと思ったんですけど、もうちょ

っと分かれば教えてください。

○福祉課長 委託料の中の人件費につきましては、人が勤務をしていただいていますので、差額にはあまり影響はしておりませんが、報告書によりますと、外に出かけての訪問やら、いろいろな相談事業で足を運ぶといった事業におきましては、コロナの影響で電話で受ける等という対応に変更されたことにより、ガソリン代等、そういったものの差額が出ておるとい状況は把握しております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、健康づくり課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、健康づくり課所管について御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

決算書の60ページ、61ページ下段をお願いいたします。

14款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入はじめ5項目でございます。

2枚はねていただきまして、64ページ、65ページ上段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

次に、同ページの下段の15款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金はじめ4項目でございます。

2枚はねていただきまして、68ページ、69ページ中段をお願いいたします。

15款4項2目1節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金はじめ2項目でございます。

2枚はねていただきまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

16款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページの上段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金ははじめ8項目でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、84ページ、85ページ下段をお願いいたします。

21款5項2目6節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費はじめ4項目でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

恐れ入ります、決算書の210ページ、211ページをお願いいたします。

上段でございます。4款1項保健衛生費、1目健康づくり費、211ページ備考欄中段、健康管理事業から、少し飛びまして、225ページ下段にわたります骨髄提供者等支援事業までの全16事業になります。

健康づくり課所管については以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員　先ほどと同じ内容で参ります。

いろいろと本当にこの健康福祉課の皆さんが御努力いただきまして、江南市、特にコロナの関係のことに関しては、周りの市町からも注目を浴びております。他市から、これは本当に近所の他市なんですけど、他市からは、ちようど小学校6年生の受験生をお持ちのお母さんから、江南市で注射を打ってもらえんかというふうにおっしゃっていただけたりとか、それから福井県坂井市の市会議員から、すばらしいじゃないかと、本当に、いろいろ教えてほしいということで、聞かれたりしているのが現状です。

そこで、周りから注目されている中で、この歩みを止めることは難しいと思います。頑張ってやっていただきたいと思いますが、この先、今現在、世界の潮流を見ていると、アメリカFDAなどが推奨しているのか、今新し



く出てきているのか、クロスワクチンですとか、それから混合ワクチンですね。それから12歳未満の接種、それからヨーロッパを中心にブースト接種等が今現在出てきておりますが、これについて分かる限りで結構ですので、今の現状を教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして、こちらのほうは予防接種法に定められた臨時の接種の特例として、現在実施がされております。こうした中で、大藪委員言われますように、異なるワクチンの種類の交差接種とか、12歳未満への対象の拡大とか、インフルエンザとの混合接種、また3回目のブースト接種を実施するといったところの今後の流れになってくるんですけれども、まずは厚生労働大臣の承認が必要となってまいりますので、厚生労働大臣によって承認がされまして実施することになりました際には、迅速に接種体制を確保できるように情報収集等に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○大藪委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 コロナの今の関係で、ここでもし不都合な質問であったら言ってください。関係ないとなったら言ってください。

このコロナのワクチンの接種についてなんですけど、最近学校関係と関連するんでしょうけど、国の文科省のほうから高校3年生と中学3年生かな、受験生に対してのコロナのワクチンの接種について、よく配慮してするよというような内容の通知なり表明があったと思うんですけど、報道によると、これは江南市としては、その対応というのはどういうふうにするのかしないのか、その辺というのは、考えがあったら聞かせていただけますか。ここで聞いていいですか。

○委員長 暫時休憩します。

午後2時25分 休 憩

午後2時30分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○掛布委員 すみません。がん検診の実績について伺いたいんですけど、成

果報告書の261ページに載せていただいています。コロナの影響もあって、もっと受診率が増えないといけないところ、やはり低下をしてきているなあ、仕方がないといえば仕方がないですけども、この令和2年度からがん検診の自己負担金をそれぞれ約200円ぐらいずつ値上げをされているんですけども、その影響もひょっとしたらあるのかなあと思うわけなんですけど、これは結局、自己負担金というのは、トータルで幾らぐらい増えたということになるんでしょうか、分からないですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　がん検診等の検診料につきましては、おおむね自己負担金が検診料の2割程度になるようにということで令和2年度に自己負担の見直しをさせていただいた中で、肺がん検診について、レントゲンと喀たんのところが1,500円であったところを1,700円、それから喀たん検査のみといったところが500円だったところを700円に、200円上げさせていただきました。また、乳がん検診、マンモグラフィーの検査になりますが、こちらのほうが1,700円であったところを1,600円に、こちらのほうは100円減額をさせていただいたところでございます。

そうした中で、令和2年度がん検診の受診率が大幅に減少しているのは、やはり新型コロナの感染の拡大によるところの医療機関への受診控えといったところがございました。そうした中、医療機関と、あと厚生労働省のほうも今年度に入りまして積極的に、不要不急の外出にはならないので、検診を行うことで病気を早く見つけるようにということで、勧めるようにという形で現在進めてきておりますので、何とか令和3年度、受診率が上がるように今後も努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　すみません。もう一点お聞きしてもいいですか。

これも令和2年度からだと思うんですけども、子育て包括支援センターというのを始めていただいていると思うんですけど、保健センターのほうの包括支援センター、母子保健型というのと、市役所の2階の部屋でつくっていただいている、あれは何型というのか、ごめんなさい、ちょっと何型と言えない、基幹型というのか間違っていたらすみませんが、なかなか場所として布袋駅東の新しい施設ができれば、そちらに全部がっつと移って本格的にPRの機会も訪れていただける機会もあるとは思うんですけども、例えばもし、

市役所のほうですね。2階にあるのは相談に来られているような方もお見受けすることも少なく、なかなかちょっと大変な状況じゃないのかなと思うんですけど、実績としてはどうだったのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　保健センターのほうで実施しております子育て世代包括支援センターの母子保健型の運営について、実施状況になります。

こちらのほうは令和2年6月から運用開始をさせていただいております。そうした中、産後2週間たちました産婦の方に、おめでとうコールという形で487人の方を令和2年度のほうで電話をかけまして、その産後の状況とかの確認を承っております。

そうした中で、子育て世代包括支援センターのほうには専従の保健師と、あと助産師のほうが母子保健コーディネーターという形で相談を行っております。そういった相談をする中で個々に合わせた支援プランといったものを作成しております、そちら令和2年度実績だと36件、個々の支援プランのほうを作成させていただきました。

あと、妊娠中と産後、そういった中で、保険医療機関との連絡調整といったところ、安心して出産できるように医療機関と事前調整することで安定した産後が迎えられるといったところもございましたので、妊娠中に連絡を医療機関と取り合った件が18件ございました。あと、出産後につきましては113件ございました。

そうした中、子育て世代包括支援センター、市役所の2階にある部門、基本型との連携会議といったものが10回開催をさせていただいて、それぞれの支援状況を情報共有することで、適切な支援ができるよう努めたところでございます。

それから同じく産後ケア事業といったものも子育て世代包括支援センターのほうで運営をしております、こちらのほうは4月から開始をさせていただきまして、宿泊型といった形で、江南市と周辺の犬山市、小牧市、そういったところの産科病院と連携しながら受入れをしていただいたところで、実績としましては、実人数が5人で、延べ人数にすると7人という状況でございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩に入ります。

午後 2 時 39 分 休 憩

午後 3 時 00 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号の審査の途中ではありますが、請願第9号を審査していきたいと思いますが、御意見はありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、議案第74号の途中ではありますが、請願第9号を審査していきたいと思います。

当委員会へ傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はありますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

---

### 請願第9号 「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討を要望する請願書

○委員長 請願第9号 「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討を要望する請願書を議題といたします。

それでは、事務局より請願文書を朗読させます。

○事務局 請願第9号、令和3年9月2日受付。件名、「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討を要望する請願書。

請願者、江南市上奈良町緑48番地、佐藤病院患者会永和会代表、松浦大介ほか160名。

紹介議員、河合正猛、牧野圭佑、鈴木 貢、掛布まち子、大藪豊数、尾関

昭。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討を要望する請願書。

請願趣旨。

私たち透析患者は1日置きに4時間から6時間の人工透析治療を受けなければなりません。現在、江南市には234名（2019年末現在）の透析患者がおります。透析導入の平均年齢は70.42歳、透析患者の平均年齢は69.09歳です。施設の透析患者の80%が70歳以上です。

2021年3月に江南市では「心身障害者扶助料の支給廃止」があり、見直しを要望いたしました。基礎疾患のある透析患者は新型コロナウイルスに感染すると重症化による死亡のリスクが高く入院施設も限られ、厳しい環境を強いられています。ワクチン接種も進んでおりますが、江南市860名近くの障害者は外出制限や感染すると肉体的・精神的にも大変ですが頑張っています。

生命をつなぐ「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討をお願いいたします。請願事項。

1. 「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討をしてください。

以上です。

○委員長 この請願について意見陳述の申出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。また、陳述出席者につきましては、2名を希望されております。意見陳述を許可といたしたいと思いますが、御意見はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようですので、意見陳述を許可します。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人（松浦） よろしく申し上げます。

私、請願人である佐藤病院患者会の永和会の代表である松浦大介と申しま

す。よろしく申し上げます。

本当でしたら本日は愛知県腎臓病協議会、そこの請願団体にも載っておりますが、愛知県腎臓病協議会というのは愛知県内の各病院の透析患者がつくる患者会がそれぞれ代表を出して集まってできている愛知県の組織であります。こういう組織は各都道府県にあるわけなんです、愛知県腎臓病協議会、略して愛腎協と言っておりますが、その愛腎協の事務長である高橋が本来でしたら今日お話しする予定だったんですが、おとついでから熱を出しまして今日来られなくなったものですから、急遽私がお話しすることとなりました。不手際があるかもしれませんが、よろしく申し上げます。

また、3月にも陳情を出してこの場で意見陳述させていただく機会があったんですが、そのときお話ししたのは、愛腎協の会長である奥村がお話をしたはずなんです、その奥村、6月にコロナにかかりまして突然亡くなってしまいました。なので、そこの代表理事にも伊藤と書いてありますが、その後急遽会長が代わって今は伊藤という方になっております。

そのようにして、私たち透析患者というのは、一般の方もそうでしょうが、コロナにかかってしまうと、そのように重症化しやすいということは、今回会長が亡くなったということでみんな思い知ったところでもあります。それで、そういうふうにして患者会というのは、私たちは透析患者の患者会ですからもちろん透析患者だけが集まってできた組織であります。なので、かくもそういうふうにして脆弱な人間が集まっている組織だということはちょっとお知りおきください。

今回私は、つもりとしては身体障害者全体の代表という意気込みでは来ておりますが、私自身は透析患者であって透析のことしか分かりません。もしほかの障害者のことについて御質問があるようでしたら、今日同席して下さっております愛知県難病団体連合会の牛田さんが同席しておりますので、質問のときにはそちらのほうからお答えいただきたいと思います。

今回の心身障害者扶助料の改定によって、1つは主に障害者の1級、2級の方の支給が停止されたということなんです、透析患者というのは全員身体障害者に認定されます。その大多数が1級、2級なんです。なので、今回の改定によって透析患者の大半の人が当てはまるはずなわけです。

また、先ほど読んでいただいたことの中に年齢などが書いてありましたが、そこを見ても分かりますように、また今回の改定で障害者と認定された、障害者手帳をもらった段階で65歳以上の方には支給がされないということもありましたが、これもやはり大半が当てはまるわけです。私も手元に自分の佐藤病院の患者会の名簿がありましたからその名簿を使ってざっと調べてみたんですが、もう半分以上の方が65歳以上で透析になっているという状態です。もっとも患者会に入る方というのは、どうしても若い方はなかなか入りたがらないので、正直なところ高齢の方が多めになるというのはありますが、それを鑑みてもやはり大半の方が65歳以上ということに当てはまるというのは間違いありません。

なので、透析患者というのはそもそも高齢の方が多くて、若い方にとっても、仕事を続けるとか今までどおり仕事をするということはどうしても難しくなります。なので収入的にはどの方にとってもやはり苦しくなるはずなんです。

特に透析患者の中には糖尿病の方も多いので、ともするとぜいたく病なんではないかという誤解を受けがちなんですけど、決してそういうわけではなく、私自身も病気になったとき医者からは原因が分からないと言われてましたし、そもそも腎臓というのは年齢を追うに従ってどなたも悪くなるのは致し方のないところで、ざっと言いますと、もう50歳、60歳、70歳になると腎臓というのは10%、20%と機能が落ちるわけです。昔はそれで寿命のほうに先に来たそうなんですけど、今はこうやって高齢化社会になっているために、寿命が延びたために、先に腎臓のほうに寿命が来てしまうという状態で、それで全国的に見ても透析患者がどんどん増えていってしまうということもあります。

だからどなたにとっても他人事ではないはずなわけで、それぐらい透析患者というのは広がっているわけなんですけど、ただ腎臓病だからといって腎臓だけが悪いわけではなくて、腎臓というのは、ほかにホルモンを出したり、いろんな作用がありますので、いろんなところが体に不調が出てきます。それが血管の障害であったり、心臓の障害であったり、関節の障害であったり、腎臓が悪くなっただけで体のいろんなところに障害が出てきます。正直、患者会などで皆さん御高齢の方が集まるたびに、みんな今日の体の調子はどう

だという話ばかりで、会うたびに体の調子が悪くなる方ばかりです。

幸い私は、こうしてここにも来られますし、まだ体が元気で年も若いほうですので、こうやって代表として皆さんの前に立っていられますが、むしろ私のような者が例外的なほうだと考えていただいたほうがいいと思います。

今、コロナが騒がれていますが、問題なのは透析患者の場合は抵抗力も免疫力も下がってしまいます。なので、日頃から風邪は引かないように、それからいろんな感染症にかからないようにということは透析の病院から口を酸っぱくして言われるわけですが、コロナが広がった以降は、透析病院もぴりぴりしておりまして、透析患者がコロナになったときには、どうしても透析というのは何十人とベッドを並べて透析する大部屋に入らなければできませんので、1人がかかってしまえばもうその人をどうするんだということになってしまいます。

○委員長　そろそろまとめていただいて。

○陳述人（松浦）　すみません。

なので、病院からも日々厳しいことは言われております。実際、正直なところ、今回署名も提出しましたが、患者同士で紙を回覧して署名をするということは感染の対策上やめてくれということで、病院から患者同士の署名というのも正直止められました。その代わり病院側からほかの協力をいただいたわけなんですけど、そういう苦しい状況は分かってもらいたいと思います。もう何をやるにも今はコロナの状況で私たち大変苦しい状況です。

その中で、月に3,000円カットということを受けて、実際会員の中からは3月の通知を受けてこれは何だということで不平を言う方もおりました。私に直接言ってきた方もおりました。

なので、江南市が予算を見直すということではいろんなものを見直されるのは十分分かる話なんですけど、しかも私もほかの場面で、話は違いますが、江南市のある協議会で公募委員も私引き受けておりますので、その場面でも予算の見直しというのはしょっちゅう耳にしました。そのときに耳にする言葉として、スクラップ&ビルドという言葉が何度も聞かれたんですが、その言葉を聞くたびに、我々の扶助料をカットしたということは、我々障害者をスクラップして、健常者をビルドしているんじゃないかというふうに思えてな



りません。

そういうことではないと信じたいですので、どうか今回、この改定を再検討していただきたいと思って陳情しに来ました。よろしくお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

これより委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○河合委員 御苦労さまです。

今聞いておったんだけど、限られた時間で議会もやっておるんです、実を言うと。今回請願4本もあるものですから、5分ということを言われたんです、委員長から、それにやっぱり従ってもらわんと無制限でやっておるわけじゃないですので、まずそこをこれからも注意していただきたいと思います。

1つ聞きたいのは、この支給停止について事前に市から説明があったかどうか、確認したいんですけど、どうですか。

○陳述人（松浦） 少なくとも私にはありませんでした。高橋事務局長がほかでも調べた結果では、全く事前の通知はなかったということです。

○河合委員 はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者の方は傍聴席にお戻りください。

これより審査を行います。

御意見はございますでしょうか。

[挙手する者あり]

○委員長 それでは、1人ずつ意見を求めたいと思います。

河合委員のほうから順に御意見のほうを頂戴してもよろしいでしょうか。

○河合委員 はい、分かりました。

この請願について、私、江政クラブの会長をやっていますけれども、一応サインをさせていただきました。

先ほど陳述人の方に確認したんだけど、支給廃止について事前説明がなかったということで、やはりこれは、今、陳述人の方がスクラップ&ビルドをやる以上は、次の請願もそうなんだけど、事前に説明をして、ある程度了解を得て進めないと、ばさばさばさばさ切っては、これは非常にまずいということで、今回の請願については賛成ということでお願いします。

○田村委員　　よろしくお願いいたします。

私も知人に透析の方がいらっしやって、大変だというのは理解させていただいています。また、先ほどお話があったように、急に切られるのもいかなものかという御意見もありますが、一方では、これは江南市だけではないんですけれども、税収と支出のアンバランスが来ているので、先ほどどうだった見方をすれば健常者のために我々をスクラップしているんじゃないかというような御意見もありましたけど、健常者もスクラップされているかもしれませんので、そのことだけは御留意いただき、私の意見とさせていただきます。以上です。

○古池委員　　今いろいろ説明をいただきまして、やはり非常に多数の方が療養しておみえになるというふうに思ったわけでございます。ですから、腎臓移植も含めまして、心身障害者扶助料につきまして、支給停止の再検討につきましては賛成するというところでお願いいたします。

○野下委員　　今お話をお聞かせいただきまして、特にコロナの変異株が非常に急速に拡散をずうっとしてまいりました。前回にお越しいただいたときよりもかなり逼迫した状況が続いているわけでございまして、その中で本当にいつ命が脅かされるか分からないというような今お話がございました。

そして、そういったことがあって、最後のところに命をつなぐという言葉がある、ここは多分切実だと思います。そういったことも考えますと、私も、それから私の会派の代表も署名させてもらっておりますので、今回の「心身障害者扶助料」支給廃止の再検討を要望する請願書、これは採択でお願いしたいと思います。

○掛布委員　　よろしくお願います。

前回は請願の紹介議員にならせていただきました。今回、やはりとても耐えられないということで、もう一回出したいという申出に、ぜひほかの議員の皆さんの賛同を得たいなということで再び紹介議員にならせていただきました。

本当に私どもの取組が遅く、スクラップ&ビルドでこの心身障害者扶助料のカットが出てきたときに、実際どんな方がこれに該当してなくなるんだろうかということが、本当に不勉強なんですけれども、ぴんときませんで、実際に請願いただいて、ああ、こんな方々がということで、しかもカットされた後、ただ金額だけじゃない、精神的にすごい衝撃を受けている。先ほど言われたように身障者を切り捨てる、スクラップするののかというようなことですね。

しかも、前回陳述されました奥村会長がコロナでお亡くなりになるということで、本当に命をつないでいるぎりぎりのところで頑張っている障害者の皆さんの、月3,000円とはいえ、貴重な3,000円をカットするという本当に酷なことをしてしまったなということで申し訳ない思いでいっぱいです。

確かに、スクラップ&ビルドということで市の財政を立て直さなければいけないという一環で、ありとあらゆるものが十把一からげで出てきてしまいましたので、チェック不足ということは否めなかったと思います。

江南市の財政調整基金もV字回復を遂げていまして、10億円だった令和元年末が令和2年度末が20億円と、今は24億円ということですので、安心して復活に賛成できると思っています。よろしく願いいたします。

○大藪委員　　本日は陳述のほうありがとうございました。

非常に胸が痛いというか、お話を伺いまして本当につらいなあというのが私の本音でございます。

江南藤クラブの代表も、もちろん私も今回のこの件に関しましてはもちろん採択でございます。

私も、駅での活動が多いものですから、ぱっと見た目には何ともないんですけど、やはり相談を受けると、実は私は障害者なんですと、今回の扶助料をなぜカットされたのかという質問を駅で何十人とお聞きいたしました。

そういったところから何とか頑張ってこれを復活させるように努力はするからということで本日を迎えることができました。ぜひ採択ということによってよろしくお願い致します。以上です。

- 委員長 これをもって御意見をいただくのを終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後 3 時 25 分 休 憩

午後 3 時 28 分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この請願に関しましては意見書がございませんので、あくまでも請願のみという形になります。

よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 それでは、各委員の御意見は採択とすることですが、採択することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 本請願は採択とすることに決しました。

---

**請願第10号 江南市在住の私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、江南市独自の授業料助成制度の復元を求める請願書**

- 委員長 続いて、請願第10号 江南市在住の私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、江南市独自の授業料助成制度の復元を求める請願書を議題とします。

当委員会へ傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室

を許可いたします。

それでは、事務局より請願文書を朗読させます。

○事務局 請願第10号、令和3年9月2日受付。件名、江南市在住の私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、江南市独自の授業料助成制度の復元を求める請願書。

請願者、丹羽郡扶桑町大字斉藤字本新須1番地、私学をよくする愛知父母懇談会、江南ブロック、竹下友二。

紹介議員、河合正猛、牧野圭佑、鈴木 貢、掛布まち子、大藪豊数、尾関昭。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2を御覧いただきたいと思います。

江南市在住の私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、江南市独自の授業料助成制度の復元を求める請願書。

請願趣旨。

日頃より、私学教育の振興、とりわけ、私立高校生に対する授業料助成につきまして、一方ならぬ御理解と御支援を賜り、深く感謝申し上げます。

愛知県では、高校生の3人に1人が私学に学び、私学は公立高校と同じく「公教育」の場として大きな役割を担っています。県当局と議会の御尽力によって、昨年度、国による就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで私学の授業料と入学金が無償化されました。

しかし、年収720万円以上の世帯では、授業料と入学金の「2分の1」が補助される乙ランク（年収720万円から840万円未満）で約35万円、国の就学支援金として11万8,000円が補助される年収840万円から910万円未満の世帯では約55万円を、初年度納付金で負担しなければならず、無償化されている公立高校と比べて、多額の学費負担が残っています。夫婦共働きの1,000万円前後の世帯で、子供が2人以上いる場合、学費の心配をせずに自由に私学を選べる状態ではありません。

また、無償化された年収720万円未満の世帯でも、「施設設備費等」は無償化の対象にならず、年間約4万円（令和元年度の愛知私学平均で4万2,064円）の負担が残っています。

私学助成については、国はもとより、高校以下の教育に直接責任を負う県

の役割は重大ですが、「父母負担の公私格差」が抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、各市町村の助成は、何十年にもわたる父母・市民の血のにじむような働きかけと、それに共感した当局と議会の御尽力によって、国や県の私学助成を補うものとして独自に実現されてきました。

しかしながら、江南市独自の私立高校生への授業料助成が、今年度、突然廃止されました。上述しましたように、まだ学費の公私格差がある中で、市の助成が減額、廃止されれば、私立高校生に「新たな負担」が生じることとなります。

近隣の市町（小牧市、岩倉市、犬山市、大口町、豊山町）や刈谷市、春日井市などでは、所得の低い層とともに、年収720万円以上の世帯も助成の対象として、「親の所得にかかわらず、等しく教育を受けられる」「学費の心配をせずに、私学も自由に選択できる」ように御配慮をいただいております。

どうか江南市議会におかれましては、「教育は国や地域の宝」との高い見地に立っていただき、江南市の私立高校生への助成を復元していただけますよう、切にお願いいたします。

請願事項。

江南市在住の私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために、令和3年度9月補正予算において、江南市独自の授業料助成制度を復元してください。

以上です。

- 委員長　この請願について意見陳述の申出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。また、陳述出席者につきましては、5名を希望されております。意見陳述を許可といたしたいと思いますが、御意見はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人（服部） その前に資料の配付を今日はお願ひしたいと思いますが。

○委員長 陳述者より請願第10号に関する資料を配付したい旨の発言がありました。これにつきまして、この委員会の中だけということでは皆さんにお配りしてもよろしいでしょうか。

〔「はい、結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、事務局より配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人（服部） まず、こういう場をつくっていただきまして、心より感謝申し上げます。

多くの紹介議員の賛意を得て請願を出すことになっております。その趣旨と助成金の状況等につきまして5分間で話をさせていただこうと思っております。

まず10年前、年収350万円以下の無償化のときがありました。私学無償化の政策によって学費負担は解消されたというような市町の首長の方々のそういう思いがありまして、江南市がいち早く廃止になったそのことを思い出します。そのときに多くの市会議員の皆様の御理解と、それから市民の方々の同意を得まして1年後に復活になりました。

そして、昨年、720万円以下が無償化になった、そのときに私は、またあの10年前のことが愛知県のあらゆるところで起こってくるのではないかと懸念いたしました。それは、やっぱり今までの制度と変わらしまして、720万円以下が甲、840万円未満のところ乙という新しい所得基準になったことによって、市町の首長の方々に学費の公私格差がどれだけあるのかという認識がきちんと伝わっていないのではないかと。無償化になったのだからもう廃止、減額にしてもいいんじゃないかという議論が当然生まれてくるだろうというようなことになったわけです。

でも、実際先ほどの請願の文面の中にもありましたように、決してそうではありません。先ほどの文章と同じようなことを書きましたが、1ページ目

の真ん中の黒いところを見てください。

年収720万円未満のところについては、授業料、父母負担はゼロで、助成金は42万円何がしが出来ます。入学金も無償です。助成額は20万円です。720万円まではいいんです。ところが720万円から840万円のところは、その半額の21万円を授業料として父母が負担し、入学金も半分の10万円を負担しなければいけません。910万円になりますと30万円、入学金20万円というお金を払わなければいけません。910万円以上のところになりますと助成額は一切ありません。全て父母負担になります。

そうしますと、その下のところにありますように、この助成金というのは夫婦合算でやりますので、年収1,000万円前後までの世帯だと子供がもし2人私学に行きたいということになった場合は、その2人の合計金額は140万円から160万円、170万円ぐらいの額になってしまいます。もう到底その2人を私学に入れるということはできません。

本来ならば、国が子供たちの教育費については責任を持たなければいけないというのは私はそう思います。今、OECD38か国の中で、日本は最下位に近いそういう教育費の低迷をしております。今、国と県の制度だけでは父母負担の公私格差が抜本的に解決に至っていないということがあれば、やはり教育基本法にあります全ての子供が親の所得にかかわらず等しく教育を受ける権利、学校選択の自由を実現するために市町村助成というのは極めて大きな役割を果たすものだというふうに思っております。

そういった意味で、市町村助成の減額、廃止というのは私立高校生にとって、私立高校生の家庭にとって新たな負担を強いることになるのではないかとこのように思っております。

3枚目を御覧ください。

3枚目のところで、これまでの市町村助成というのは所得の低い世帯に焦点を当てた助成でした。いわゆる福祉的な側面があったというふうに思います。でも720万円未満が無償になった今、それ以上の所得に向けて、先ほど申し上げましたように、大きな公私格差があるということであるならば、市町村助成の拡充をぜひお願いしたいと。いわゆるこれは子供たちの教育の機会均等という教育基本法の崇高な理念にのっとった方針というふうに思っ



おります。

ぜひとも御高配をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

これより委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○田村委員 よろしく願いします。

お尋ねするんですが、大変恐れ入るんですけども、近隣には公立高校もあるかというのは存じているんですが、なぜ私学に、授業料が高いことを承知で御入学されていると思うんですけども、いかがでしょうか。公立もある中で、授業料が高いということを認識した上で私立へ御入学させているのではないのでしょうかということをちょっと確認させていただきたかったんですがいかがでしょうか。

○陳述人（横井） 現在私学に通わせています。私の子供は、性格や特性を考えると私学に通わせるほうが成長するなと思うところがあったので、公立に通わせようかなというふうな考えもなかったとは思わないのですが、やはりいろいろ私学のことを教えていただいた中で、私の子供は私学に入れたほうが、性格的な部分も含めて、学力的な部分も含めて成長できるのではないかと思ったので、私学に通わせております。

授業料の金額のことも考えてというのも分からなくもないんですが、公立に通わせることによってうちの子供は埋もれてしまうなど、前へ前へ出られる性格ではないので、埋もれてしまって自分のいいところを前に出せないのではないかと思ったので、私学に通わせております。

○委員長 ほかの傍聴人の方からはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 じゃあ、ほかに質疑はございませんか。

○河合委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

先ほどの請願の方にもお聞きしたんですけど、この停止のことについて、

支給廃止というか、これについて市のほうから事前の説明はあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○陳述人（松村） 毎年、市のほうには陳情という形で今までずうっと行わせていただいておりますが、突然廃止になりましたので、御理解くださいということで、学校教育課の方が2名いらっしゃって、そのときにも、私たちにとっては全く聞かされていなかったの、突然何のお話かなと学校のほうに訪れたんですね。何のお話かなと思ってその場で初めて知りました。3月の出来事でした。

そのときも、お二人の方が見えたときに、大変失礼なんですけど、そういうお話を私たちは聞いて、理解をお願いしますと学校教育課の方はそういうお立場でいらしたと思うんですが、私たちからするとそんな話は聞いていないからどうしてですかというふうに確認するのは当然のことだと思うんです。その態度が気に入らなかったのか、突然激高されて立ち上がり、もう帰ると、そんな話を聞いてくれないんだったらもう帰るといような状況になりました、それもびっくりしました。

そんなことでは、最後まで話が、まだ残りの話があるのかなと思ったので、落ち着いてくださいとこちらの私の隣とか周り、学校側サイドの者がちょっと先生落ち着いてください、もう少し私たちの言い分もきちんと聞いてくださいというふうに言ってやっと席に着いた。そうしたら、話をまたして行って、再び激高されて、僕はもう話にならないというような態度だったもんですから、私たちも、私たちの側がそんなおかしいじゃないかという激高する側じゃないかなと思ったんですけど、ちょっとそういう場面もありまして、私たちは一年一年きちんと陳情を、お願いしたいと、継続してくださいと、金額をアップしてくださいということは言わずに今の制度を維持していただきたい、お願いしますと毎年毎年こちらのほうにも伺っているにもかかわらず、そういう態度で正直びっくりしました。以上です。

○河合委員 分かりました。大変失礼をしたなあとと思います。

江南市が財政が厳しいということで、スクラップ&ビルドということで、実は我々も突然こういうお話を聞いたんです。それについては事前に各団体さんにある程度話をしておるのかなあとというふうに踏んでおったんですけど、

先ほどの方もそうなんですけど今回もそうです。全く市が独自に、事前説明もせずにはっぱと切っちゃうと、これは非常にまずい行政だなあとということで、今回サインをさせていただきました。

本当にそういう面では大変御迷惑をかけたなあとと思います。サインをさせていただいて、請願はとにかく復元を何とかしてあげたいなあと。特に今のこの状況を踏まえると、本当にせっぱ詰まったお願いじゃないかなあとと思います。

もう一点だけ。

ほかの近隣の市町、この3ページ目に書いてあるんですけど、これがこの辺の近隣の、扶桑町が書いていないんですけど、近隣の助成の状況はどういうような状況か、もう少し分かれば教えてください。

○陳述人（松村） 資料の2ページ下から3ページにわたって近隣の市町の数字だけを並べておりますが、特に名古屋市のほうが720万円無償化に伴うほかのところ、720万円から上のまだ公私格差が残っているところに金額を変更させて上乘せしてきているということをはじめ、3ページ目に移りますが、豊山町のほうもこのように720万円無償化に伴う制度の変更というような形で対応してくれております。

私、この豊山町から犬山市まで全ての市町のこのような、要請行動と呼んでいるんですが、私学助成の現状を、先ほどの請願の内容なんですけれども、その内容のことを維持されている市町についてもずうっと回ってきました。この夏休みに回ってきたんですけれども、中でも大変印象的だった言葉が、豊山町の町長が、この制度、720万円無償化になると、近隣の市町へあなた行っているんだったら、もう廃止だとか減額だという市町がなかったですかみたいなお話があったんですね。いや実はというようなこともありましたけれども、そのときに町長は、私学助成のこの制度の本質をしっかりと認識したならば廃止になるとか減額するということはおかしい話だと、教育の機会均等というようなことを鑑みれば、きちんと理解すれば分かることだと思いうというふうにおっしゃってございました。

それと、お隣の大口町も、制度の変更をしてくれました。さらに大口町のほうは、少し江南市とはまた違う意味で交通が不便、近くは扶桑町にありま

す柏森駅という名鉄の電車で利用するというようなことでもあるようなんですが、この大口町は通学のための定期の補助も交通費補助というようなことで、上限はもちろんあるようですが、私学で名古屋のほうに通う、岐阜のほうに通うという生徒さんもたくさんいる中で、公私格差是正のことも含めて新しいこういう制度もつくりましたのでということをおっしゃっていましたので、ぜひそういうことも含めて、江南市から通っている、私は誠信高校ですけども、ほかの私学も含めて、ぜひ助成金の廃止を撤回していただきたいというふうに願っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　本日は本当にお疲れさまでございます。

ちょっと私のほうからは少し視点を変えまして、自身も実は他市町の関係の行政と、それから皆さんの関係性というのを幾つか例を知っています。そんな中で、私も不思議に思ったのが、実はこの近隣ですと、そういった皆さんのような私学に通わせている父母の会の皆さんと、それから行政でいうと首長、市長・町長、それからあとは県会議員などが年に1回ちょっとした会議を持たれて話合いをされたりとか、その後懇親会をされたりとかというケースを私は何度か経験をしました。

ここでお尋ねします。

江南市ではこのような件は、私が覚えている限り、私から声をかけさせていただいた1回こっきりしかないというふうに記憶しておりますが、そういった連絡等は取られていますでしょうか。その後はどうでしょう。

○陳述人（松村）　質問ができないということなんですが、多分懇親会のようなことをほかの市町のところでは地域でやっているということなんですが、実はそういうことを江南市のほうでも、毎年オータムフェスティバルという秋に私学が主催になって開いている集会があるんですけども、そちらのほうに県会議員の方とか市長様も登壇をして記念式典に参加するということが、ありがとうございましたという意味も込めまして、よく飲食を伴っているんですね。もちろんコロナでこの2年そういう行事は避けておりますけれども、コロナの前ときには市長も県会議員の方も市会議員の方も私たち私学の者と一緒に交流を深めていたりしていました。

そのときにも私学助成のこともよろしくお願ひしますと。7月の夏の陳情とはまた別にそういう機会もずうっと重ねてまいりました。

○陳述人（服部） 今の松村の話にちょっと付け加えますけれども、北名古屋市も江南市と同じように廃止ということになりました。そのところで、水野富夫県議会議員とほかの北名古屋市の市議会議員、多くの方と色々な話をさせていただいた。その中でやっぱり今までは市町村助成ということに対して、県議会議員たちのいわゆる県議会が市町村助成がどういう姿であるべきなのかということをおもひに把握されておらなかった。距離があったと思うんです。

ところが北名古屋市がそういう状況になったときに、水野富夫先生が、彼は今私学振興議員連盟の県の会長をやられております。その方がプロジェクトチームを立ち上げてまして、私学協会、それから私たちの団体の私学助成を進める会とか、私立学校教職員組合とか、それから私学振興室に指示をしまして、各愛知県の市町がどのような市町村助成の状況になっているか、つぶさに調べよということで調べさせて、それを初めてプロジェクトチームということで県議会として市町村助成の在り方を、状況を調べるというような動きが初めて今年生まれました。

そこに書きましたけれども、犬山市長が言われたように、本当に教育の公平ということを考えるならば国と県、本来ならば国がやるべきことなんですけれども、国と県でやれないのであれば、その補足のところについては市町がやっぱり責任持って一緒にやろうよということで、国と県の制度と併せて市町でも助成していくんだということを犬山市の市長が言われたということは、僕はすごく大きな励みになっております。ぜひお願ひしたいと思ひます。

○大薮委員 おっしゃるとおりで、私が望むとおりの答えが返ってきて本当によかったんですが、やはり市の在り方、県の在り方、国の在り方、いろいろあると思ひますが、市独自のものに関しては、やはり市のほうの首長である人の思ひ、今言われたように、具体的に名前が出ましたので言ひますと、犬山市に関しては市長も県議会議員も積極的に我々に参加させてくれというスタンスで皆さんの助成等を頑張つてやってくれていると思ひています、私は。

そういった形に我々も協力もさせていただきながら、ぜひ今後ともそうい

った連絡等取りながらやらせていただければというふうに思っておりますので、最後は提案になります、私は以上にします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者の方は傍聴席にお戻りください。

これより審査を行います。

またお一人ずつ意見を頂戴できればと思います。

○河合委員　いずれにしても、突然の廃止、これはやっぱり大きな問題だと思います。それで私も1番で署名しておりますので、採択で。

○田村委員　やはりいろいろな可能性を秘めている若い世代に対しての支援は必要だと思いますので、ぜひとも採択をお願いします。

○古池委員　先ほどの御意見の中にもありましたように、やはり私学へ行かれる方はいろんな事情があると思うんです。これは例えばスポーツを主力にやりたいという子供と、あるいは芸術、音楽とかそういうものに一生懸命やりたいという方はそういう私学へ向かわれるわけでありまして。ですから公私といいますか、できるだけ平等・公平の立場に立って子供たちを見ていていただきたいというふうに思います。

もう一つは、江南市はやはり子育て先進地とっておりますので、こういう方向性もやはり子供のうちであります。ですからこういう助成は江南市としてもできるだけやっていていただきたいということで、助成を復元することにつきましては賛成いたします。よろしくをお願いします。

○野下委員　先ほどのお話をお聞きまして、大変市側の対応というのはよろしくないというふうに感じました。これが1点です。

それから、私学に進学されるということは、私学というのは公立と若干違いまして、学校独自の教育理念というのを持っていらっしゃると思うんですね。だからそういったところに共感されながらそこで学んでみえると思います。だからこういう環境の中で学ばれるそういったことを支援するということは私学にとっても大事だと私は思いますので、この請願につきましては採

扱ということでお願いしたいと思います。

○掛布委員　この前の3月定例会でスクラップ&ビルドの一環でこの江南市の独自の私学助成の廃止というのが含まれておりまして、私どもは反対をしたわけなんですけれども、ありとあらゆるいろんなものがたくさんあり過ぎて、一つ一つ吟味するいとまもなく、それこそ当局の、県の新しい制度ができたからこれは廃止しても大丈夫だよという説明をきちんと検証することもなくうのみにいたしまして、これに対してはそれほど大きな問題はないのかなと勝手に解釈して大きく取り上げなかったのを今痛切に反省をさせていただいています。本当にこれは大事な、公私の格差があってははいけませんので、ぜひ復活をさせていくように賛成したいと思います。

○大藪委員　先ほどのお話を聞かせていただいて、野下委員同様、市の対応については大変私からもおわびをさせていただきたいなと思います。何らかのボタンの掛け違いもあったかもしれません。しかしながら、これはやっぱり復活に向けてもう一度仲よくさせていただきながらできたらいいなというふうに私は考えております。

併せて、私は非常に記憶をしているんです。何を記憶しているかということ、令和元年の秋に皆さんと一緒に布袋のふれあい会館で鍋を囲んでお話しさせていただいた折に、当市の首長、そして県会議員の方もおいでになって皆さんの前で御挨拶をさせていただきました。そのとき市長は、この私学助成金のことは安心してくださいと、私はそう記憶しております。皆さんも同じ記憶をしていると思います。なのにこういった行為があったことに関しては大変残念な思いでいっぱいでございます。御本人も私学を卒業されているわけですから思いは十分御存じだと思います。ぜひともこれに関しては復活をさせていただくように努力をさせていただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○委員長　これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時02分　　休　憩

午後4時02分　　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員の御意見は採択とすることですが、採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 本請願は採択とすることに決しました。

---

**請願第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書**

○委員長 続きまして、請願第11号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書を議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第11号、令和3年9月6日受付。定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願者、丹羽郡扶桑町大字高雄字定松郷58番地、尾北地区教職員組合、執行委員長、宮田英由ほか313名。

紹介議員、河合正猛、牧野圭佑、鈴木 貢、掛布まち子、大藪豊数、尾関昭。

請願趣旨は、請願文書表の別紙3を御覧いただきたいと思います。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願趣旨。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子供たちや学校現場の負担となっています。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編製の標準が5年かけて、学年進行で35人に計



画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされました。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で触れられるにとどまりました。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう以下の事項についてお願いいたします。

請願事項。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上です。

○委員長　これより審査を行います。

また委員一人一人に御意見を頂戴したいと思います。

○河合委員　この請願も毎年同じようなことを出しておるわけですがけれども、ここの途中にあるように、35人学級に少しずつだけれども少人数を実施していくということで、出すだけの価値はあるかなあということで、引き続き国

庫負担率も3分の1になったまんまであるので、2分の1にしていれば江南市の負担も減るし、やっぱりこれは出すべきだと思いますので、ぜひ採択したいと思います。

○田村委員　私も、江南市ではないんですけども、実際に小・中学校の教員をやっている知人の方がいるので、すごく大変だという声を聞いていて、やはりここの文中にも書かれていますけれども、集約すれば一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できない課題ということもありますので、やはりこういったことはかなえていきたいなあと思いますので、ぜひ採択していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○古池委員　定数改善のことにつきましては、やはり35人学級が進んでおります。我々の時代のときには55人とか60人という時代がありました。けれども、やはり今考えれば友達が多いほうが本当はいいんです。と思いますけど、この35人が適正な規模じゃないかなというふうには思っておりますので、この定数改善計画につきましては、計画はぼちぼちやっていただいて、35人学級を推進していただければいいかと思います。

それから、先ほどの国庫負担率2分の1というのはやっぱり江南市のためにはぜひともやっていただきたいというふうに思いますので、この請願には賛成いたします。

○野下委員　この請願は、何回も多分、多少内容は変わるかも分かりませんが、提出されておまして、そして採択をされて、国のほうに届いているものと思います。ですので、こういう請願が、地域から、地方から上がっていくことによって、国としてはそれを大切にして、少しずつですけど改善をして実現をしてきているというのは事実だと思います。

中学校の少人数学級というのも進んでいくんでしょうけれども、学校等の教室の課題もありますが、ですからこういう働きかけをしっかりとやっていくことが大事だと思いますので、今回もこの請願は採択ということでお願いしたいと思います。

○掛布委員　全面的に賛成です。どんどんもっと、教育にお金をかけなさ過ぎていっている今の政治がおかしいわけで、もっと根本的に教育予算を増やして35人と言わず、中学校まで30人以下学級を目指して定数改善、教職員を増やす、

こういうことをやっていていただきたいと思います。

- 大藪委員　世界的なお話をすれば、やはり教育の充実している北欧、そしてアメリカなどを見ても、本当に30人学級を中心とした学級編制になっているのはやはりグローバルスタンダードではないかなあというふうに私も感じております。特に東京などの私立の小学校、中学校を見ていると、そういった方向への積極的な取組というのが行われております。

これについても賛成であり、さらに先ほどお話しされていたように、この国庫負担金についても少しでも市の負担を少なくして国からこういったお金をいただきながらやっていけばいいと思っておりますので、賛成させていただきます。以上です。

- 委員長　これをもって御意見をいただくのを終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後 4 時 30 分　休　憩

午後 4 時 30 分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員の御意見は採択とすることですが、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　本請願は採択とすることに決しました。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 31 分　休　憩

午後 4 時 32 分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　それでは、事務局より意見書（案）の朗読をさせます。

- 事務局　定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子供たちや学校現場の負担となっている。本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細かな指導体制の整備のために、744人の定数措置がなされた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で触れられるにとどまった。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○委員長 この意見書（案）について、御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようですので、暫時休憩いたします。

午後 4 時 37 分 休 憩

午後 4 時 37 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案を採択します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまお認めいただいた意見書（案）を議長のほうに提出し、議会に提案、提出をいたします。

提案理由は案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしければ、この意見書（案）を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長に提出いたしますので、よろしく願いいたします。

---

## 請願第12号 公共施設使用料の値上げ中止を求める請願書

○委員長 続いて、請願第12号 公共施設使用料の値上げ中止を求める請願書を議題とします。

当委員会へ傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可といたしたいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し傍聴人の入室を

許可いたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第12号、令和3年9月7日受付。件名、公共施設使用料の値上げ中止を求める請願書。

請願者、江南市北山町東149番地、新日本婦人の会江南支部、支部長、荒木桂子ほか1,023名。

紹介議員、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙4を御覧いただきたいと思えます。

公共施設使用料の値上げ中止を求める請願書。

請願趣旨。

私たちは、公民館や学習等供用施設を利用して、趣味や健康づくりのサークルで元気に活動しています。

江南市は、長い間、多くの公共施設を無料で市民活動の場に提供してきました。これは、生涯学習や健康づくり、コミュニティーの推進のために、他市町に誇るべき施策でした。

しかし5年前に、「受益者負担の原則」を理由に、公民館や学習等供用施設、スポーツ施設など無料の施設を有料化し、既に有料であった施設の料金も値上げを行いました。その結果、入浴施設などの利用者は激減し、多くのサークルが会費の値上げをせざるを得なくなりました。

高齢者が生き生きと元気に活動すれば、医療費削減にも大きな貢献となります。今後、介護予防をはじめ、地域ぐるみの支え合いがますます必要となってきます。

今般、9月議会において、公共施設使用料のさらなる値上げ案が提案されると聞きました。多くの団体やサークルは、ぎりぎりの予算の中で精いっぱい活動を続けています。これ以上の使用料の値上げは中止してください。

また使用料金の設定も2時間単位のため、必要のない時間の使用料も払わざるを得なくなり、極めて不合理な設定となっています。利用者の立場に立って、1時間単位となるよう見直してください。

今回の値上げ案は、私たち市民には公開されていません。利用者や利用団体、市民に対し意見交換や説明の場を設けず一方的に値上げを決定すること

は、市民参加条例の趣旨からも反することではありませんか。今回の値上げ案は中止し、市民の意見をしっかりと聞いていただくようお願いします。

よって、以下の事項を請願します。

請願事項。

1. 公共施設使用料の値上げを中止してください。

2. 料金設定の時間を現在の2時間区分から1時間区分に変更してください。

以上です。

- 委員長 この請願について意見陳述の申出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。また、陳述出席者につきましては、5名を希望されております。意見陳述を許可といたしたいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御意見もないようでありますので、意見陳述を許可します。

陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

- 陳述人（荒木） 陳述します。

私たちが署名用紙を持って訪れたとき、公共施設使用料が値上げになるのを御存じですかと皆さんに聞いたら、あら知らなかったわ、困りますとの意見が大半でした。皆さん協力的で、僅かな期間に1,000筆以上の反対の声が届きました。署名を提出した後にもたくさんの願いが届けられました。値上げはしないでください。

それから、使用時間の使い方ですが、利用する私たちには2時間30分使いたくても4時間分の使用料を払わなければなりません。有料を決めたときに時間については次回までに運用しながら検討しますとおっしゃいました。使いにくい時間設定を1時間ごとの使用料単位にしてください。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構です。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありますか。

○掛布委員 請願者の方にお尋ねをいたします。

今、簡単でしたけれども意見陳述いただきましてありがとうございます。

もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

署名を持って回られているときに、本当にこれ以上利用料、使用料が値上がったらかう困るんだという具体的な声とかありましたらもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○陳述人（岩崎） 私の知り合いの方で独り暮らしの方がいらっしゃるんです。独りだもんでお風呂も浴槽も家の中にはなくて、ふれあい会館を利用されています。先回上がったときも本当に来る人が少なくなったと言われていたんです。でも今回また30円上がるんよと言ったら、えっ、また上がるのと言われて、ただでさえも行く回数を減らされているんですよね。今はちょっと使えなくなっているもんで、いこまいCARを、足も悪いもんで、四季の森にたまに利用して行くんですけど、それも四季の森の手前でタクシーを降りて歩かんと四季の森の温泉にも行けないんですけど、それも本当は毎日ぐらい行きたいけど、タクシーで行くのがもう大変だもんでその回数も減っている。

本当に独り暮らしで足も悪いし遠いところまで行けない、温泉とかも行きたいけどそういうのもいけない、せめてお風呂に入りに行くのが楽しみだと言われていた人が、また30円も上がって、3日行っても100円近く1週間に上がるし、本当にこれだけはやめてほしいというのを強く聞きました。

○委員長 ほかに質疑はありますか。

○古池委員 少しお聞きしたいんですが、書面の中で、入浴施設が利用者が激減したというふうに書いてありますが、先回の値上げのときに、例えば江南市老人福祉センター、3割ぐらい減ってはいるんですけど、その中に、



その当時は、無料のときは市外からの方もたくさんお見えになっていたというふうにお聞きしておりますけど、それを差し引いてでもどれくらいあるかちょっと分かりませんが、値上げしたときにはやはり減ることは間違いないんですけど、また順次多くなってきていると思うんですけど、今はコロナで分かりませんが。

この激減という言葉がちょっと理解できないんですが、2割前後の減りは当時はあったかと思えますけど、その辺のところはどのようにこの激減ということはお感じになっていきますか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○陳述人（岩崎） 私が利用しているわけじゃないもので、でも通っている人にすれば、あの人は来ていたのに来ていないとか、そういうのが続けば、ああ本当に減ったんだなあという実感で思われたんじゃないかなあと思います。人数を数えて、前に対してこれくらい減ったとか、そういうのはないと思うんですけど、そういうのをはっきりその人が把握してみえるわけじゃないと思うもので。でも減ったのは確かです。

○古池委員 もちろん減ったのは分かりますけど、今の江南市老人福祉センターの資料によりますと、入浴サービスで平成29年に値上げされたわけですけど、そのときには前年から約3割ぐらい、人数としては。ですから値上げした時点ではやっぱりどんな施設でも減ることは間違いないんですけど、その中にやっぱり市外からの方もお見えになりますので、実質はそんなに激減というような減り方はないと思いますということです。

○河合委員 1つお聞きしたいんですけど、この2番の請願項目だけれども、ここはちょっと問題で、何でだというと、多分これは想定してみえるのは会議室を想定してみえないですかね。ところが体育館なんかのアリーナもこの1時間単位にされてしまったら、例えばバレーボールをやるとしますよね。準備をしなければなりません。ポールを立てて網張って、終わったら片づけて掃除をして終わらなアカン。1時間だと実質活動できるのは30分か40分ぐらいしかないんですよ。今度1時間で決められちゃうと逆に使い勝手は物すごく悪くなっちゃうんですけど、その辺はどう思いますか。

多分これは会議室の話じゃないかなあと思うんですよ。そうならば会議室とかそういうことを書かないと、これだと私らはとても賛同しかねるし、だ

で一概に2時間を1時間じゃなくて、集会場とか会議のそういったところの2時間を1時間ということなら話は分かるんだけども。

○陳述人（鈴木） 時間単位というのは、私は実際に読書会とか生け花で利用させてもらっているんですけど、午後の1時から3時という設定と、3時までではちょっと話が十分できないので、5時までというふうで借りるんですけど、実際に使っているのは1時からじゃなくて1時半から3時半とかという時間帯で中身はやっているんですね。そうすると30分と後半、もう要らないのに借りているという状況になるものですから、9時から11時は要らなくて本当は10時から12時を借りたいのに、使いたい実態に合わないなというような不便さを感じているのが実際なんです。

だから、私ちょっと取り方が違うかもしれないけど、1時間でというよりも刻み方というか、その取り方を9時からじゃなくて10時から12時というふうに取りたいよとかそういう意味で、もうちょっと使うほうの状況を理解して刻めないかなあというふうでお願いしました。

その1時間でネット張って片づけてなんて、ちょっとその発想は極端やないかなあというふうに思いました。

○河合委員 1時間は分からんでもないんだけども、あんまり細切れにしちゃうと逆に当局側が手間がかかるというのか、こんなことは我々が言うことじゃないんだけど、相当な手間がかかるんじゃないかなあという思いもあるし、どうなんだろうなあ。

値上げについてもそうなんですけど、実は私も子供のボランティアをやっておるんですけども、やはり使う以上は皆さんが使うわけじゃないもので、特定な、全く使わない人も見えるんですよね、施設を。だからそういう人も含めるとやっぱり受益者負担ということで、少なくとも負担をしていかなあかんという思いがあるんです。

私は子供を相手にしておるんですけども、子供は収入全くありませんよ、みんな親の負担になるんですけども、それでも皆さん快く参加をさせていただいておるものですから、やっぱり受益者負担というのはある程度やむを得んかなあと思います。

○陳述人（服部） 今の時間のあれですけど、私は団地だから集会所を使っ

ているんですけど、私たちは、例えば1時半から2時半とかそういう借り方で1時間幾らというふうで計算されてやっているから、江南市は区分がもう最初に決まっちゃっているでしょう。それを取っ払ったらもっと使いやすいということだと思っんですよ、今までの区分の考えをなくして。そういうことを言っているんだよね、実質。

○大藪委員　　ちょっとお尋ねしたいことがありますて、先ほどの激減という言葉というのは恐らくコロナの影響も少しはあったんじゃないかなあというふうには少しは考えますが、もう一つ署名に関して、ちょっとアンカー効果が含まれていたような感じを受けました。アンカー効果、要するに誘導効果、おっしゃったのが、公共施設が値上げされますよ、どうお考えですかというのは誰でも、僕でも嫌と言います。誰でもです。ここにいる全員です、恐らく。オーケーと言う人がいたら手挙げてみてください。いませんね。ですよ。

それだとなかなか話は難しいと思っんですよ。というのは何でかというのと、やはり公共施設を維持管理していくのにはお金が必要です。時代とともにいろんなものが値上げされていきます。この中で、やはり苦渋の選択の中での値上げというのは致し方ないなと私は考えているんですけど、このときに、元の状態で撤廃ということではなくて、幾らまでの値上げならば許容できるのかというところでのアンケートならば、時代が時代ですからね、それなら考えなきゃいけないなと思っんですよ、これは時代がどんどん過ぎていきますので、やはり現状維持でこのままやっていくとなると、これから公共施設を利用される皆様が損をされるんじゃないかなあ。

どんどん施設が悪くなっていってしまったりとか、それから維持管理ができなくなってあちこちぼろぼろになってしまったりとかということになっても困りますよね。せつかくですからいい施設で使いたいじゃないですか。そういったところも加味いただいて、料金の撤廃というか値上げ中止ではなくて、ここまでにしてくださいというような御要望のほうが私は美しいのかなとちょっと思っしたので、質問させていただきます。いかがですか。

○委員長　　もうちょっと分かりやすくというか……。

○大藪委員　　思っことをお答えいただければ。

○陳述人（鈴木） まとまっていなくて申し訳ないんですけど、計画は5年ごとに、無料の時期があつて5年たった、そしてそんなに、おっしゃるとおり高いお金ではないですけど、5年間たったのでこれだけ上げます。今度も5年たったら次の段階で上げますというふうに段階的に上げていくわけですよ。私の感覚では、今の時期は、会場も人数制限して、入りただけコロナの時期で入れないということもあるし、そういう中で皆さんが、そんな時期に、危ないときに集まらなきゃいいじゃないかという考えもあるかもしれないんですけど、やっぱり私たちの年代になると、出てきて、マスクをして、みんなで顔を見て、それなりに感染予防しながらお互いに本を読み合うとか、生け花をすとか、そういうことで皆さんが本当にフレイル予防というんですか、内に籠もらないような元気になっているという姿を毎日見るわけなんです。

だから、ゼロにせよというふうに私は言っていないので、特にこういう時期だからもう少しそのまま今の時期は上げないでほしいですというのが本音ですね。

○大藪委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者は傍聴席にお戻りください。

これより審査を行います。

委員一人一人から御意見を頂戴したいと思います。

○河合委員 今陳述された方の思いも非常によく分かります。分かりますけれども、やはり大藪委員が言われたように、受益者負担というのはどうしても発生すると思うんですよね。ですので、値上げをとというとまた2段階で多分この後あるんですけど、やっぱり必要最低の経費は受益者負担をしていただくということで、1番についてはのめないと。

2番についても、2時間を1時間ということは、会議室については可能かもしれないんですけど、体育施設とかそういうところはちょっと無理だと思う

んです。だし、先ほどどなたかおっしゃったように、例えば10時半から、そういう時間をフリーにすると空き時間が出ちゃうから非常に無駄が出てくるかなあと。やっぱり会議室については、1時間単位でということなら話は分かるけれども、体育施設、運動施設、その辺を考えたらとても1時間単位というのは難しいと思いますので、今回は苦渋の選択で不採択で。

○田村委員　　よろしく願いいたします。

非常に、私にしても値上がっていいわけではないんですけれども、理論の飛躍ではないんですが、今ここで問題とされているのは公共施設の値上げについてなんですけど、一方で江南市全体としてどう維持させていくかということが大事なので、そういった全体の観点から見ますと、皆さんの税収でもっていろんな施設が建てられ運営されているんですけど、そこにだけ使われている、あえてちょっと極端な物言いになってしまって誤解を招くわけではないんですが、そこにだけ使っていくわけにはいかないと。まして施設というのは、建てたら建てた分だけ古くなって維持していかなきゃいけない。

もうちょっと言いますと、日本全体として、世界として人口が減っていく中で、施設を使う人がいるのかとなっていた場合、そこまでして市財を投入して維持させていかなきゃいけないのかという議論ももはや始まっています。そんな中でまだまだ使える施設がある中で、大変申し訳ないところなんですけれども、幾ばくかちょっと御負担いただかなくてはならないかというのは、情けない話なんですけれども、御容赦いただきたい、御理解いただきたいということで、今回はちょっと不採択ということで、泣く泣く、私は情けないなと思うところですが、御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○古池委員　　やはり受益者負担という原則に立てば今回の値上げは皆さんに納得していただきたいというふうに思っております。

私もあるサークルに入っておりますが、やはり10人とか15人の人数で利用しておりますけど、やはり1人当たりの単価にすれば非常に負担にならないんじゃないかなというふうには思っております。

それから、もう一つの今の時間単位ですが、会議なんかも、やっぱり集中してやるには1時間半ぐらいが一番集中してできる会議だと思います。です

から残りの30分は準備と後片づけというふうで考えれば、やはり2時間単位が一番理想的な割り振りじゃないかと思います。

ということで、この請願につきましては不採択というふうでお願いいたします。

- 野下委員　　今ほかの委員もおっしゃったんですけど、やっぱり施設を利用しようとするのと、そこを利用する方々にある程度負担をお願いしなくちゃいけないという形で、これは受益者負担の原則という形になるんでしょうけれども、皆さんからあったように、やっぱり使えば使うほど施設もどんどんと老朽化はしてくるわけですよ。そういった修繕も必要になってまいりますでしょうし、5年単位なんですけれども、以前のような利用料ではなかなか難しいという部分は、この点は御理解いただかないといけないかなというふうに思います。

それから、利用時間を2時間を1時間に、これは私どももよく会場を使ったりするんですね。そのときに、さっきおっしゃったように本当は1時間半ぐらいなんだけど2こま借りなくちゃいけないとかあるんですけども、さっきおっしゃったように、例えば新日本婦人の会の皆さんがいつも何時から何時に使いたいという話はあったんですけど、ここを来ちゃうと、もしそこにほかの団体さんがこの時間は使いたいとかになった場合には、ほかの時間帯もやっぱり絡んでくるので、1時間だとやはり出入りと、集まる時間前にもやっぱり見えるので、出入りの時間もかかってくるので、なかなかこの1時間というのが難しいなというのは私自身思っていますので、これもちょっと難しいかなというのが現実でありますので、私も今回の請願、大変申し訳ないんですけど不採択という形で考えています。

- 委員長　　暫時休憩します。

午後4時58分　　休　憩

午後4時58分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

- 掛布委員　　すみません、紹介議員として一言意見を申し上げたいと思います。

やはり請願文書の最後のほうにも書いてあるんですけども、今回の値上

げの計画は、事前に市民に何ら周知されていなくて、いきなり改定案が議会に上程されております。

この前の2つの請願のときに河合委員が詳しく質疑をされておられましたように、私学助成についても市の障害者手当の削減についても何ら関係者に周知せずいきなり改定案が議会に出て決まってしまって、当事者は決まった後でお知らせされたという、それがもう本当にそのやり方そのものがアウトだと思うんですけれども、今回の公共施設の値上げは全くそれと同じ手法でありまして、事前に何ら市民に、使用者に周知されていなくて、いきなり条例改正案がこの9月定例会に出ている。本来だったらもっと先にこういう意見表明の機会が市民の皆さんからあって、それで議会が判断した上でどうだということ条の提案とかが、順序を踏んでいくべきだし、江南市の市民参加条例というのがちゃんとあるわけなので、その市民参加の手続にのっとってちゃんと進めないといけない。そのルールを江南市そのものが踏み外しているという、まずそこでもアウトだと思うんですね。

それともう一つは、公共施設というのは何のためにあるか。江南市の今の財政負担、5年置きに1.3倍上限で上げていくよと。その計算式に従って、この施設は受益者負担割5割が頭打ちなので、そこまでは上げるけれどもそこで止めるよとかという。公共施設では市民に使っていただいて何ぼ、税金を投入した価値が初めて表れるのであって、今回議案質疑の中で分かったのは、これが全部通って今までどおり皆さんが使ったとしても料金の収入増は1,100万円だけなんですよね、たった。市の財政にとってはたった1,100万円。そのためにどれだけ使いづらくなるか、もうお風呂に行けないなあと悲しむ市民をつくってしまうか。市民活動を活発にと言っているときにそれに水をかけることになるかと、それを考えたら、それをてんびんにかけたら、僅かの使用料値上げで市民活動に冷や水かけるよりは、ここは一步とどまって、せめてコロナ禍が落ち着いてみんなが活発に活動できるまで待って、その後もう一回判断してもいいんじゃないか。市民参加の手続に基づいてちゃんとやって判断してもいいんじゃないかと私はそう思うんですね。

新しい体育館ができて、大変よく使われているということで、使用者の人数を調べたら、年間30万人が使っていました。おお、使っているなと思った

んですけれども、学供全部と、公民館は2つかな、3つかな、古くて小さな学供と公民館ばかりなんですけど、それ全部合わせたら何人年間使っていると思いますか。もう体育館に匹敵するだけ使っているんですよ。学供だけで15万人使っています。公民館で8万人、合計で23万人使っているんですよ。だから小さな学供だといって侮るなかれと、それだけたくさんの方が使って市民活動をやっている、それこそが本当に江南市のやるべき、そこにしっかり市民活動を保障していくということが本来の役割だと思いますので、今回は僅かな値上げと引換えに市民活動に冷や水をかけるようなこういった値上げはやめてほしいというのを、ぜひ請願を採択していただきたいというふうをお願いいたします。

○委員長 暫時休憩します。

午後5時03分 休 憩

午後5時03分 開 議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

○大藪委員 ありがとうございます。

陳述、非常によく聞かせていただきまして、本当に納得いくところも多かったです、正直なところ。

しかしながら、先ほど私もお話しさせていただいたとおり時代はどんどん年を重ねてまいります。いろいろな、公共施設だけに限らず民間施設も含めて利用料等はやはり時代とともに値上がりしてまいります。最近、私が以前よく通っていたお風呂もやっぱり値上げされて、あっ、高くなったなあというふうに私は感じました。でもやっぱりお風呂好きですので行っておりますが、この金額の値上げは私はやはりやむなしと。

コロナだから余計に、御存じだと思うんですが、実はコロナ前は普通に貸して、どうぞどうぞだったんですよ。ところが今、私の知っている限り貸すとなると職員がみんな総出で消毒しているんですよ、実は。終わった後もまた消毒してということで、手間も、そしていろんな出ていく費用もやはり重なってきていますね。ですからそういったところでは値上げはどうしてもやむなしというふうに私は考えて、1番についてはやはりこれは中止はできないなというふうに感じました。



ただ、2番に関しては、少々納得いくところもありました。というのは、私の知る限り、ほかにもあると思いますよ、1か所ですが、確かにある、市ではなくて町ですけどね。町ですが、好きな時間から1時間とか、好きな時間から3時間とか借りられる町も実際にあります。あるますが、フレキシビリティというか、やはり公共事業といえども事業です。ある程度その公共性を考えたとしてもお客様本位に立った利用の仕方というのは、今後は考えていかなければならないかなというふうに感じました。今後の、私もこれについては、できることならばお客様主体としてそのように利用ができるようにならないかなということは検討し、私なりに勉強してまいります。1番の値上げの中止というのが、これは残念ながら受け入れられませんので、今回は不採択とさせていただきます。よろしくお願ひします。

- 委員長　これをもって御意見をいただくのを終結いたします。  
暫時休憩いたします。

午後5時06分　休　憩

午後5時06分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第12号を採決いたします。

本請願を採決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手する者なし〕

- 委員長　挙手少数です。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

本日の議題もまだ残っておりますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、21日火曜日の午前9時30分から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時07分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 宮田達男